

6月12日	6月4日	
<p>県有地等の取得・処分に 関する特別委員会委員長 互選結果報告 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読</p>		
<p>第六八号議案 第八六号議案 承第二号 請願 議第九号議案 議第一一号議案 第八九号議案 (追加)</p>	<p>第六八号議案 第八六号議案 承第二号</p>	
<p>委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論</p>	<p>一般質問 久保田務 答弁 大澤知事 篠崎企業管理者 中山総務部長 入沢環境森林部長 林農政部長 一般質問 笹川博義 答弁 大澤知事 福島教育長 中山総務部長 下城健康福祉部長 林農政部長 川瀧県土整備部長 一般質問 橋爪洋介 答弁 大澤知事 福島教育長 林農政部長 柿沼産業経済部長 川瀧県土整備部長 一般質問 水野俊雄 答弁 大澤知事 福島教育長 石田企画部長 小川生活文化部長 小川生活文化部長 福島教育長 柿沼産業経済部長 川瀧県土整備部長 一般質問 井田 泉 答弁 大澤知事 折田警察本部長 中山総務部長 石田企画部長 小川生活文化部長 下城健康福祉部長 林農政部長 柿沼産業経済部長 川瀧県土整備部長 一般質問 角倉邦良 答弁 大澤知事 福島教育長 小川生活文化部長 川瀧県土整備部長 一般質問 金田克次 答弁 小出病院副管理者 石田企画部長 下城健康福祉部長</p>	<p>一般質問 久保田務 答弁 大澤知事 篠崎企業管理者 中山総務部長 入沢環境森林部長 林農政部長 一般質問 笹川博義 答弁 大澤知事 福島教育長 中山総務部長 下城健康福祉部長 林農政部長 川瀧県土整備部長 一般質問 橋爪洋介 答弁 大澤知事 福島教育長 林農政部長 柿沼産業経済部長 川瀧県土整備部長 一般質問 水野俊雄 答弁 大澤知事 福島教育長 石田企画部長 小川生活文化部長 小川生活文化部長 福島教育長 柿沼産業経済部長 川瀧県土整備部長 一般質問 井田 泉 答弁 大澤知事 折田警察本部長 中山総務部長 石田企画部長 小川生活文化部長 下城健康福祉部長 林農政部長 柿沼産業経済部長 川瀧県土整備部長 一般質問 角倉邦良 答弁 大澤知事 福島教育長 小川生活文化部長 川瀧県土整備部長 一般質問 金田克次 答弁 小出病院副管理者 石田企画部長 下城健康福祉部長</p>
<p>委員長報告 第六八号議案、第八六号議案及び承第二号並びに各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定 議第九号議案、議第一一号議案、可決 特定事件の継続審査 知事の提案説明 第八九号議案は原案に同意</p>		<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>

本会議第一日（五月二十七日）

◎議席の一部変更

会派所属議員数の変更に伴い、着席のとおり指定することに
決定

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告
監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付
議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

福島金夫教育長（四月一日付）
篠崎健司企業管理者（四月一日付）
小出省司病院副管理者（四月二日付）
中山博美総務部長（四月一日付）
石田哲博企画部長（四月一日付）
小川恵子生活文化部長（四月一日付）
下城茂雄健康福祉部長（四月一日付）
林 宣夫農政部長（四月一日付）
柿沼伸司産業経済部長（四月一日付）
鈴木恵子会計管理者（四月一日付）

◎会議録署名議員の指名

早川昌枝、長谷川嘉一、中島 篤の各議員を指名

◎会期の決定

会期は五月二十七日から六月十二日までの十七日間とするこ
とに決定

◎議案の上程

- 第六十八号議案 平成二十年度群馬県一般会計補正予算（第一号）
第六十九号議案 群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例
第七十号議案 群馬県立女子大学条例の一部を改正する条例
第七十一号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に
関する条例の一部を改正する条例
第七十二号議案 知事及び副知事の退職手当の特例に関する条例
の一部を改正する条例
第七十三号議案 群馬県県税条例の一部を改正する条例
第七十四号議案 群馬県防災会議条例一部を改正する条例
第七十五号議案 群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例の
一部を改正する条例
第七十六号議案 群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正
する条例
第七十七号議案 群馬県温泉法関係手数料条例の一部を改正する
条例
第七十八号議案 群馬県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金

条例の一部を改正する条例

第七十九号議案 群馬県流域下水道条例の一部を改正する条例

第八十号議案 群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例の一部を改正する条例

第八十一号議案 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第八十二号議案 群馬県立保育高等学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

第八十三号議案 前橋市の中核市指定の申出に係る同意について

第八十四号議案 委託契約の変更について

第八十五号議案 不動産の交換について

第八十六号議案 不動産の処分について

承 第 二 号 専決処分の承認について

◎提案説明（概要）

○大澤正明知事

今回の提出議案は、予算関係一件、事件議案十九件、合計二十件であります。

まず予算関係であります。今回の補正予算は債務負担行為の補正を行うもので、期間が来年度にわたる契約を締結しようとするものであります。

次に、事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第六十九号議案は、群馬大学医学部が緊急医師確保対策として行う入学定員の五名の増員に対して奨学金制度を創設しようとするものであります。

第七十号議案は、県立女子大学の文学部に総合教養学科を、大学院に国際コミュニケーション研究科を設置しようとするものであります。

承第二号は、道路特定財源暫定税率の復活等に伴う群馬県県税条例の一部改正など、実施時期等の関係から早急に処理を要するため専決処分したものであるについて御承認をお願いするものであります。

◎意見の聴取

第七十五号議案及び第八十号議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎休会の議決

五月二十八日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（五月二十九日）

◎議長の辞職

中沢丈一議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎議長退任のあいさつ

◎議長の選挙

腰塚 誠議員 当選

◎議長就任のあいさつ

腰塚 誠議長

◎副議長の辞職

五十嵐清隆副議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎副議長退任のあいさつ

◎副議長の選挙

小野里光敏議員 当選

◎副議長就任のあいさつ

小野里光敏副議長

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎特別委員会の設置及び設置目的等の一部変更並びに特別委員会

委員の辞任及び選任

配付の表のとおり特別委員会を廃止、設置するとともに、設置目的及び審査事項の一部を変更することを決定

設置された特別委員会の委員の選任及び各委員会委員の辞任に伴う委員の選任については、配付の名簿のとおり指名し委員に選任することに決定

◎諸般の報告

図書広報委員会委員について、配付の名簿のとおり指名

腰塚 誠議長から議長就任に伴い総務企画常任委員の辞任報告

各委員会の正副委員長互選の結果報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第八十七号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選任について

第八十八号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選任について

◎提案説明

○大澤正明知事

追加提出議案は、監査委員の選任についてであります。

これは、議会の議員のうちから選任いたしました監査委員金田克次氏及び金子一郎氏が五月二十八日に辞任されましたので、その後任者として真下誠治氏及び松本耕司氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎請願の委員会付託

委員会条例の一部改正に伴い、継続審査中の請願は、新常任委員会の所管事項に従いそれぞれの常任委員会に付託した。
また、五月二十日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

五月三十日及び六月二日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第三日（六月三日）

◎諸般の報告

第七十五及び第八十号議案について群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

小野里光敏副議長の安全・安心なくらし特別委員会委員の辞任許可の報告

監査委員に選任された真下誠治議員及び松本耕司議員の県有地等の取得・処分に関する特別委員会委員の辞任許可の報告

腰塚 誠議長から県有地等の取得・処分に関する特別委員会委員の辞任報告

◎特別委員会委員の選任

県有地等の取得・処分に関する特別委員会の欠員については、配付の名簿のとおり指名し委員に選任することに決定

◎一般質問（第六十八号から第八十六までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 須藤 昭 男

1 知事の目指す県政について

2 道路特定財源問題の影響と今後の道路整備について

3 八ッ場ダムについて

4 交通安全協会及び防犯協会のあり方について

5 学校評価について

6 わたらせ渓谷鐵道について

二 リベラル群馬 黒 沢 孝 行

1 原油高騰対策について

2 工業団地造成について

3 自治体職員の賃金決定のあり方について

4 住宅瑕疵担保履行法の施行について

5 耕作放棄地対策について

三 自由民主党 狩野 浩 志

1 北朝鮮による拉致問題について

- 2 劍聖上泉伊勢守について
- 3 県民駐車場等の管理運営について
- 4 林業・環境行政について
- 5 行政の許認可事務、県政の重要課題への対応の迅速化、および県税収入の確保について

四 民主党改革クラブ 久保田 務

- 1 ハツ場ダムにおける発電計画について
- 2 農業振興について
- 3 森林環境税について
- 4 温暖化防止に向けた取り組みについて
- 5 工業団地の造成について
- 6 危機管理について

五 自由民主党 笹 川 博 義

- 1 学び舎の耐震性について
- 2 学校給食について
- 3 教育長として学校現場に何を望むか
- 4 はばたけ群馬・県土整備プランについて
- 5 Gブランドの現状と今後について
- 6 生活保護受給者の通院交通費の現状と今後について

黒沢孝行議員

今の知事の答弁にもあります金融支援というのは誰もが真っ先に浮かぶわけでありますが、県内の運送業界等を含めた中小企業

に対する原油高騰に関する具体的な支援策について、産業経済部長にお尋ねいたします。

柿沼伸司産業経済部長

知事からもお話がありまして、また議員御指摘のとおり、運送業界はもとよりでありますけれども、中小企業の多くが原油高騰の影響で非常に厳しい状況にあり、県としてできる支援ということで、まず、金融面、それから資金面ということがございます。実は、不況業種対策の柱として制度化されておりますセーフティネット保証制度というのがあります。この活用がまず重要なポイントになるかなというふうに考えております。いわゆる原油高騰の影響、すなわち具体的には売上原価に占める石油コストのウェイトが高い。それから、価格転嫁が非常に困難である。こういう条件に合致した場合には、それだけでもって利用できるというふうに今このセーフティネット保証の制度の仕組みをしておりますけれども、今後ともそれを促進してまいりたいと思っております。さらに、この保証制度と制度融資による資金の預託という機能がございまして、これをあわせて使うことによって資金繰り円滑化を一層図っていききたいなというふうに思っております。それから、先ほど知事からも若干お話したとおり、トラック運送業者が荷主に対して現実的には運賃の交渉力が非常に弱い。それを放置した場合にはなかなか運賃転嫁が進まなくて、下請サイドだけがコストを負うというようなことが懸念されているわけでありまして、したがって、それを踏まえて、この三月に国が緊急ガイドラインというのを作成しております。これは燃料サーチャ

ージ制と言われておりますけれども、燃料価格の上昇分のコストを別建ての運賃にしていく。これは航空運賃でも行われているわけでありますが、そういうふうな制度によって価格転嫁の環境を整備していこうということで、政府としてもその導入をこれから強く働きかけていくという方針だということであります。あわせて、独占禁止法の取り締まり強化、あるいは適正な取引に向けた関係者による枠組みづくりというものも推進されることとしております。我々もその効果がうまく発現するように注視してまいりますというふうに思っております。

また、原油高騰に対し、なかなか即効性ということにはならないうわけであり、いろんな意味で経営の支援ということが大事でありますので、そういう専門家を配置した関係機関による対応なども強化していかなくてはいけないかなと思っております。

中小企業のひとつの特性といえますか、強みとして、意思決定が非常に迅速にできる。課題にスピーディに対応できるという強みもあるのも現実でありますので、取り巻く環境は厳しいわけでありますけれども、そういう中小企業の強みが活かされて事業展開が図られるように、県としてもいろんな機能といいますか、支援機関というのがありますので、そういうのを総動員しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

黒沢孝行議員

今の答弁でも金融支援、保証制度、預託、こういうお答えをいただいたんですが、我々が現場で事業主さんといろんな話をしてみると、例えば保証協会付き申し込みをする。そんなような経営

状況ですから、赤になるか、すれすれぐらい、あるいは赤になっちゃう。でも、この何年間かの経営努力で、赤になっているけれども、まだ大丈夫だよと。そうなる、なかなか信用保証協会がゴーサインを出してくれない。こういう現場の経営者の皆さんの悩みの声を聞くわけですが、その辺を今の制度の中でどういう形で——赤になったとしても、どこまでなら大丈夫だよ、こういうようなアドバイスというか、仕組みというんですか、現場の保証協会の皆さん方がそんな対応をしていただけると非常に——。経営者の皆さんは、大体窓口に行ってそれにつかかって悩んでくる、こんな状態なんです、どうでしょうか。

柿沼伸司産業経済部長

議員御指摘のとおり、個別の企業においてはいろんな厳しい場面もあるのかなというふうに感じておるし、また我々自身も、相談窓口がありますので、企業からそういうふうなことも伺うこともあります。ただ、繰り返しになります、セーフティネット保証というのは、いわば最後のということもありませんけれども、企業が赤字になっている、あるいは赤字であっても、ひとつの長期計画の中で、それなりの企業の経営力というのを見極めるということによつて、そういう中で銀行だけの金融対応力といいますか、リスク負担力ではちよつと勇気が出ないときに、この保証を使うことによつて、銀行としてはリスクの八割から一〇〇%、ものものときに負わずに済むという制度であります。

したがって、そういう意味で保証協会サイドに責任といえますか、大事になってくるわけでありませうけれども、この保証制度の

持つそういう意味をよく踏まえながらやっていかなくてはいけない。これは、我々の認識ですし、保証協会もそういう認識になっております。個別にいろんなケースがあるうと思えますが、最大限その辺は企業の中長期の経営力というのに着目し、また、それを指導する機関等も今充実させていきますので、そういう機能と組み合わせながら金融を円滑化していくということが非常に大事なんだらうなというふうに認識をしています。頑張っていきたいと思えます。

黒沢孝行議員

ぜひ柔軟なというんですか、まさに県民の目線に立った対応をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。

笹川博義議員

それでは、教育長、お願いいたします。

毎日のように新聞、ニュース等で報道されていますが、先月十日に起きた中国の四川大地震、今日に至ってもまだ死者数の増加はとまっておらず、その災害規模は想像を絶する未曾有のものであり、改めて隣国で起きたこの大災害で被害にあわれた多くの皆様の大きな悲しみに心からお見舞いを申し上げます。

我が国は世界に冠たる地震大国でもあります。我が国の歴史の中においても悲しみの思いを積み重ねてまいりました。幾度も人は大自然の大きいなる力の前に無力感を味わってきました。しかし、同時に、人類は力を合わせ、英知を絞り、自然災害に立ち向かっております。今も様々な取り組みを重ねております。建築基準の

見直し、組織の見直し、各種治山治水事業など災害に強いまちづくりに向けての社会資本整備などに努めております。今後も自然災害と闘い続けていかなければなりません。そして、同時にまた今回の四川大地震から学ぶ点も多いと思えます。ぜひ県執行部におかれては時期を見て現地に赴き情報を収集し、今後の防災能力向上に活かしていただきたいというふうに思います。

さて、四川大地震における問題点として指摘されているものは建築物の全壊、中でもおから工事と表されている手抜き工事です。このことは自然災害でなく人災であるとの指摘もあります。授業中に起きた地震災害で多くの前途有望な子どもたちの命が奪われました。もし耐震化に配慮したきちんとした工事であったならばこの悲劇は防げたのではないかと。決してこのことは我が県にとっても他人事ではありません。

先月の新聞報道では、文部科学省の昨年の四月の調査では、国内の公立小・中・高の施設のうち三四・八%、四万棟以上が耐震性に問題があるとの結果が出たという報道もありました。兵庫県が行った全国調査では、耐震化工事については二割がめどが立っていないというデータもあります。

そこでお伺いを申し上げますが、我が県における公立幼・小・中・高、学校施設の耐震化の現状について、よろしくお願いいたします。

福島金夫教育長

群馬県内の公立幼稚園・小学校・中学校・高校の耐震率であり

ますが、二十年四月一日現在、幼稚園につきましては六一・七％、小学校につきましては五六・五％、中学校につきましては六〇・七％、高等学校につきましては八二・四％となっております。

笹川博義議員

ただ、データを見ますと、平均的な数値については、今、教育長がお話しになったとおりでありますが、各市町村かなりばらつきが目立つようですが、この点についてはいかがお感じですか。

福島金夫教育長

高いところもあれば低いところもあるというのが現状かなど。非常に差があるかなというふうに思います。耐震化率一〇〇％のところもあれば、非常に低いところもあるということでありまして。個々の市町村の状況につきましては、発言は控えさせていただきますと思います。

笹川博義議員

教育長、そういう話ではなくて、子どもたちの学び舎の安心・安全、これについても教育長としての責任があるわけですし、またそういう観点から各市町村間でこれだけばらつきがあるということも率直にどう考えますかということであって、市町村のそれぞれの財政状況にばらつきがあるのは百も承知の話であります。教育長の立場として、このばらつきについていかがお考えですかということですか。

福島金夫教育長

今お話をさせていただいたとおりでありまして、非常にばらつきがあります。これは市町村の財政運営の厳しさが反映しているのではないかなというふうに思います。震災時における子どもたちの安全・安心、また学校というのは避難場所として一般の県民、住民の方たちにも使われるところでもあります。こういった意味では、今の状態につきましては非常に残念な、また憂慮すべき状態であるというふうな認識を持っております。

笹川博義議員

残念な憂慮した気持ちだということではありますが、教育長に就任して、この憂慮すべき事態を解決するには教育長として何ができるのか、具体的にどのような思いますか。

福島金夫教育長

特に県立の高等学校等につきましては、我々自らがやるべき事柄でありますので、これは進めていくというのは当然であります。また、公立の幼稚園、小中学校におきましては、今の仕組みからいきますと、市町村長の権限と責任におきまして学校施設の耐震化を進めるということになっております。

これに対しましては、国におきまして財政支援が充実されることが一番大きな前進につながるのではないかなというふうに思います。笹川議員も御存じだと思えますが、政府の方につきましても、先ほど御指摘のありました四川大地震を受けまして、甚大な被害を見まして、国庫補助のかさ上げでありますとか地方財政措

置の拡充、そういったことの検討に入ったというふう聞いてお
ります。私としては、いろんな場面を通じて国等に対して積極
な働きかけをすることによって市町村の方の支援をしていき
たいというふうを考えております。

笹川博義議員

各市町村の教育長さんも国に対して言う機会というのはいま
ないと思いますので、そういう意味では、県の教育長としてそ
の声を代弁していただいて、制度は制度として、ぜひやってい
たければと思います。

本会議第四日（六月四日）

◎一般質問（第六十八号から第八十六号までの各議案及び承第二

号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 橋 爪 洋 介

- 1 危機的状況にある酪農について
- 2 スポーツ振興について
- 3 発達障害者支援センターについて
- 4 医療費無料化年齢引き上げについて
- 5 行政文書資料の流出について
- 6 シニア就業支援センターについて
- 7 全国都市緑化ぐんまフェアについて

8 地元問題について

二 公 明 党 水 野 俊 雄

- 1 観光政策について
- 2 住宅政策について
- 3 雇用対策について
- 4 文化行政について
- 5 教育施設の耐震化について
- 6 医療制度について

三 自由民主党 井 田 泉

- 1 後期高齢者医療制度について
- 2 振り込め詐欺被害防止の対応について
- 3 県産清酒の品質向上対策と販売促進について
- 4 本県の下水道普及率引き上げについて
- 5 東毛広域幹線道路とそれに付随する与六分前橋線、藤岡大
胡バイパスの今後の整備について
- 6 本県の消防団対策について

四 リベラル群馬 角 倉 邦 良

- 1 男女共同参画の推進について
- 2 県立高等学校について
- 3 道路整備について
- 4 市町村合併の支援について
- 5 「限界集落」の支援について

- 6 知事マニフェストの検証について
- 7 議員活動に対する考え方について
- 8 道路特定財源の一般財源化とガソリンの大幅値上げについて
- 9 八ッ場ダム水没予定地域住民の支援について
- 五 自由民主党 金 田 克 次
 - 1 ぐんま総合情報センターについて
 - 2 障害者政策について
 - 3 医療に関わる県の施策について

井田 泉議員

続きまして、本県の下水道普及率の引き上げについて、まず知事にお伺いいたします。

昨日も笹川県議の方からこの質問が出たわけですが、私は今回は県央処理区を中心に質問をさせていただきたいと思えます。

知事の公約の中に、やはりはばたけ群馬構想の中で、下水道の普及率をアップしていくのふうなことが書いてあるわけでございます。今現在の群馬県の下水道の普及率の現状というものは、皆さんも何度もそういう話は出ていますので、御存じだと思いますが、やはり汚水処理人口の普及率が全国で八二・四%であるのに対して群馬県は六五・八%と、下から数えて十一番目でございます。

また、純然たる下水道の普及率においても、全国平均七〇・五%に対しまして我が県は四四・八%と、下から数えて十二番目の

三六位というふうな結果でございます。ですから、お隣の、よく知事がライバルと言います栃木県に比べても、栃木が二四位でございますので、圧倒的に引き離されて、確かに関東で断トツの最下位というふうなことでございます。

この普及の遅れについて、今までいろいろなことがあったのだと思えますが、大澤知事としてどのように考えておられるでしょうか。

大澤正明知事

今、議員が御指摘のとおり、県内の下水道の普及率は四四・八%と、全国で三六位という残念な結果であります。しかし、下水道の処理施設というものは県民生活の環境の改善や水質環境の保全など、県民生活を豊かにするために欠かせない必要な生活基盤でありまして、それが故に、これには努力していかなければならないと思っております。

その低迷の理由としては、奥利根処理区を除く流域下水道事業の着手が大幅に遅れたこと、それから平成十一年度をピークに流域下水道事業への投資額が減少してきたこと、関係市町村の公共下水道の面整備が遅れていたことが主な原因ではないかと考えております。

現在、本県では五つの流域下水道が供用しておるわけですが、今年度九月には佐波処理区が新たに供用開始となります。これにより普及の遅れの一因でもある東毛地域の普及率の向上が図られるものと期待をしているところであります。今年度、効率的な普及率拡大に向けまして、県全体の汚水処理計画を見直し、

はばたけ群馬・県土整備プランの中で平成二十九年度に普及率九〇%を目標とした中で、この実現に向けまして関係市町村とも連携を図りながら下水道整備を促進させていく考えであります。

井田 泉議員

昨日もお話の中でありましたが、十年後に九〇%までこの普及率を上げる、毎年二・五%ずつ上げるといふふうなお話があったわけですが、これには、やはり大量な資金を投入しないとなかなか難しいといふふうなことも考えられると思います。それを考えたうえで、国や関係市町村とどのような連携をとって、また国にはどういふふうなことをお願いしていくのか、大澤知事の決意をお聞かせください。

大澤正明知事

今まで現実に処理区の工事が非常に遅れていたんですよ。東毛においては新田処理区がまだできて、なかなか面整備もできていないわけでありまして、ようやく佐波処理区ができて、今度は佐波伊勢崎地区のあれもできてくるわけで、やはり何ととっても大きな事業でありますので、県としてもしっかりと予算組みの中で考えていかなければいけないし、市町村と国と連携した中で、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

井田 泉議員

ぜひとも前向きに考えていただきまして、普及率のアップに今後とも努めていただきたいと思います。知事、どうもありがとうございます。

ございました。次に県土整備部長、お願いいたします。

知事が下水道の普及率をアップすると、そのようにお答えになりましたので、今度は部長にお伺いをいたしますが、利根川上流域下水道県央処理区についてお伺いをいたします。今後処理量が増えてくると、やはり今、玉村町にございます水質浄化センターの処理量が増えるのではないかと思うわけです。前橋市、そして高崎市をはじめとする十二市町村を処理区とする流域下水道の最終処理施設が玉村町にあるわけでございます。ですから、この処理量が、今現在五系列の三分の一までが供用を開始しております、一日約二一万吨の処理をしているというふうに聞いております。今後の処理量の増加に対応するために、県としては第六系列以降の工事を要望しているというふうなことでございますが、今後の流入量の見通しと、それに伴う拡張工事の予定などをお聞かせください。

川瀬弘之県土整備部長

今お尋ねの県央処理区の全体計画であります。関連十二市町村、人口で六十八万二千人あまりでありまして、一日当たり最大で約四八万立米の汚水を処理する計画でございます。平成十九年度で一日当たり最大で約一七万立米の汚水処理をしております、議員御指摘のとおり、毎年その量が増加しているところでありまして、今後の処理水量の予測では、数年後にはそれが二四万立米を超えると予測をしております、平成十五年度から第五系列、五つ目のプラントというか処理施設の整備を進めております。これは地元には大変御協力、お世話になっているところでございま

す。昨年度から順次共用を開始して、平成二十二年度には処理能力がこれをもって二四万立米となる予定であります。

したがって、次の五番目ができるということでありまして、第六系列の建設についてでありますけれども、この建設につきましても完成までの工事期間も相当年数かかるということでありまして、早め早めの準備が必要であるということですが、今知事が答弁しましたように、今、汚水処理計画の見直しをしているわけでございまして、そういう中でも、この第六系列の建設について玉村町や関係市町村とも相談しながら検討してまいりたいと思っております。

◎議案の委員会付託

第六十八号議案から第八十六号議案及び承第二号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月五日、六日及び九日から十一日の五日間は、委員会審査等のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（六月十二日）

◎諸般の報告

県有地等の取得・処分に関する特別委員会の委員長互選の結果を報告

◎第六十八号から第八十六号までの各議案及び承第二号並びに各請願を議題とした委員長報告

村岡隆村厚生文化常任委員長、狩野浩志環境農林常任委員長、織田沢俊幸産業経済常任委員長、橋爪洋介県土整備常任委員長、中島 篤文教警察常任委員長、新井雅博総務企画常任委員長、長谷川嘉一行財政改革特別委員長、岩井 均地域活性化対策特別委員長、関根圀男安全・安心なくらし特別委員長、中沢丈一 県有地等の取得・処分に関する特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○橋爪洋介県土整備常任委員長（概要）

初めに、東毛広域幹線道路について、事業中の工区の進捗状況や今後のスケジュールについて質疑され、一日も早い完成が求められました。

また、事業の推進に当たり街路事業と区画整理の手法を併用していることが取り上げられ、その理由が質されるとともに、事業の手法をよく検討し、円滑な実施がなされるよう要望されました。次に、北関東自動車道について、栃木県境までの間の今後の用地買収の見通しについて質疑され、早期全線開通に向けて関係機関への働きかけが求められました。

次に、建築基準法の改正により建築確認審査が厳格化されたことに関連して、審査期間の現状や今後の見通しなどが質疑されたほか、審査に当たる構造計算の専門家が不足していることが指摘され、これに対する当局の見解が求められました。

さらに、他県で発生した震災の事例から、被害家屋の状況や復旧の現状、当時の行政の対応などを把握し、本県で震災が発生した時の備えを行うよう意見が述べられました。

また、既存建築物の耐震対策について、市町村の耐震改修促進計画の策定状況、耐震診断及び耐震補強に対する補助の考えなどが質疑されました。

次に、八ッ場ダムについて、代替地への移転希望者の状況や、移転予定地の沈下量測定などが質疑され、これらに対する当局の見解が質されるなど、生活再建事業に対する疑問や付替国道の整備などについて意見が述べられました。

○中島 篤文教警察常任委員長（概要）

初めに、警察本部関係であります。本県における交通事故発生件数や負傷者が多い原因について質疑されるとともに、六月一日に施行された改正道路交通法の周知徹底方法のほか、後部座席のシートベルト装着率や高齢運転者標識の表示率が低い現状を考慮した指導取り締まりについて議論されました。

また、警察署再編整備計画の必要性について警察の考え方が説明されました。

さらに、防犯メール配信の現状や事業効果、今後の利用者拡大の方策が質疑されたほか、警察官の大量退職に向けた施策として、群馬県警察伝承制度の運用状況や再任用制度について質疑されました。

続いて、教育委員会関係であります。教育委員会の現状について、各委員が自由に意見を述べられる状況にあるか、また懲戒

処分指針決定の際にも各委員の自由な議論がなされたか質疑されるとともに、県教育委員会が市教委の模範となるよう要望がされました。

次に、全国学力学習状況調査について当局の見解を求めるとともに、市町村独自の学力テストの実施状況などを把握しておく必要性について質疑されました。

また、教職員の超過勤務に対する給与措置や本県の教職員の精神疾患の状況、労働安全体制への当局の取り組み状況が質疑されました。

○関根 園男 安全・安心なくらし特別委員長（概要）

初めに、地域防災計画の進捗状況や防災訓練の実施状況、自主防災組織の組織率やリーダーの育成策について質疑がされました。

次に、危機管理室が新設されたことから、危機管理室の人員体制や指揮命令系統、災害時職員アクションマニュアルの位置付け、緊急時の権限強化、情報収集・情報発信の方法、災害時の家庭や地域での食料や水の備蓄状況など、危機管理全般について活発な質疑がされました。

また、警察や消防本部との顔の見える関係を形成すること、危機管理室は知事直轄の組織であるべきことや、危機管理室主導で関係機関を交えた防災訓練を行うこと、危機管理室、危機管理監の新設を強力にアピールすべきとの要望がされました。

また、学校内での中高生の携帯電話使用状況や、さくらプラン、わかばプランの現状、学校給食の地場産物の使用状況、子どもの

生活力向上のための家庭科授業の重要性、栄養教諭配置の充実化が質疑されるとともに、保育所や幼稚園の充実化についても質疑されました。次に、周産期母子医療センターの補助金増額の検討や、新生児搬送用保育器の整備状況、医師や看護師の確保対策について質疑されるとともに、NICU（新生児集中治療室）の充実を図るための医師確保について要望されました。

◎討論

のぞみ 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第九号議案 若年認知症対策に関する意見書

議第十号議案 WTO農業交渉に関する意見書

議第十一号議案 配合飼料価格高騰に対する畜産・酪農経営安定

対策に関する緊急の意見書

◎提案説明を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第八十九号議案 副知事の選任について

◎提案説明

○大澤正明知事

追加提出議案は、副知事の選任についてであります。

これは、副知事佐々木淳氏が六月十一日に退職されましたので、その後任者として稲山博司氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

第八十九号議案は原案のとおり同意することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案二十三件（うち可決二十三件）

委員会・議員提出議案三件（うち可決三件）

二 請願の審査状況

請願二十二件（うち採択二件、一部採択一件、審査未了二

件、継続審査十七件）

第四十四項 平成二十年九月定例会

平成二十年九月定例会概括表

9月25日	9月18日	月日			
<p>新任者の紹介 人事委員会の意見書の配 議案提出書朗読</p>	<p>議案の送付書、公営企業 会計決算の送付書、高崎 工業団地造成組合議会議 員の補欠選挙依頼通知書 及び意見書の処理結果朗 読 新任者の紹介 議案提出書朗読</p>	<p>諸般の報告・紹介 故小林義康議員に対する 追悼行事 委員派遣要求承認の報告 平成一九年六月定例会か ら平成二〇年二月定例会 までの間に採択された請 願の処理経過及び結果報 告書第一号を配付 監査委員の監査報告の配 付</p>	<p>選挙・指名 会議録署名議員の 指名 高崎工業団地造成 組合議会議員補欠 選挙</p>	<p>上程議案 第九〇号議案 第一一三三号議案 平成一九年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件 議第一二二号議案 議第一三三三号議案</p>	<p>質疑・一般質問・討論 の 審議 の 状 況 委員長報告・議決・その他 会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 第一一三三号議案、原案に同意 議第一二二号議案、議第一三三三号議 案、原案のとおり可決 請願の委員会付託 休会の議決</p>
<p>第九〇号議案 第一一二二号議案 平成一九年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>	<p>一般質問 金子一郎 答弁 大澤知事 下城健康福祉部長 林農 政部長 川瀧県土整備部長 一般質問 関口茂樹 答弁 大澤知事 石田企画部長 川瀧県土 整備部長 樺澤観光局長 一般質問 中村紀雄 答弁 大澤知事 中山総務部長 川瀧県土 整備部長 一般質問 石川貴夫 答弁 大澤知事 福島教育長 中山総務部</p>	<p>質疑・一般質問・討論 の 審議 の 状 況 委員長報告・議決・その他 会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 第一一三三号議案、原案に同意 議第一二二号議案、議第一三三三号議 案、原案のとおり可決 請願の委員会付託 休会の議決</p>			

9月30日	9月26日	
追加議案の送付書朗読		
<p>第一一四号議案 第一一六号議案 (追加) 第九〇号議案 第一一二号議案 平成一九年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>	<p>第九〇号議案 第一一二号議案 平成一九年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>	
<p>一般質問 岩井 均 答弁 大澤知事 福島教育長 中山総務部 長 入沢環境森林部部长 川瀧県土整備部 長 一般質問 後藤克己 答弁 大澤知事 小出病院副管理者 下城 健康福祉部部长 柿沼産業経済部部长 一般質問 舘野英一 答弁 大澤知事 下城健康福祉部部长 林農 政部部长 柿沼産業経済部部长 川瀧県土整</p>	<p>長 下城健康福祉部部长 川瀧県土整備部 長 一般質問 大林俊一 答弁 稲山副知事 福島教育長 中山総務 部部长 林農政部部长 川瀧県土整備部部长 一般質問 萩原 渉 答弁 大澤知事 茂原副知事 石田企画部 長 入沢環境森林部部长 林農政部部长 川 瀧県土整備部部长 一般質問 あべともよ 答弁 大澤知事 福島教育長 中山総務部 長 小川生活文化部部长 下城健康福祉部 長 榊澤観光局長 一般質問 新井雅博 答弁 大澤知事 福島教育長 折田警察本 部部长 中山総務部部长 石田企画部長 川 瀧県土整備部部长 榊澤観光局長 一般質問 福重隆浩 答弁 大澤知事 中山総務部部长 石田企画 部部长 小川生活文化部部长 下城健康福祉 部部长 長井食品安全局長 一般質問 村岡隆村 答弁 大澤知事 小出病院副管理者 石田 企画部部长 下城健康福祉部部长 川瀧県土 整備部部长</p>	
<p>知事の提案説明 第一一四号議案、第一一六号議 案、原案に同意 議案の委員会付託 休会の議決</p>		休会の議決

10月10日			
人事委員会勧告の配付 新任者の紹介 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読			
		第九〇号議案 第一一二号議案 請願 議第一四号議案 一九号議案 平成一九年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算の認定の件（追 加）	
	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論	委員長報告 発言取り消しの動議 早川議員の発言取り消し 第九〇号議案、第一一二号議案 及び各請願は委員長報告のお り可決及び決定 議第一四号議案、議第一九号議 案、可決 特定事件の継続審査 知事の提案説明 決算認定の特別委員会付託
	備部長 一般質問 真下誠治 答弁 大澤知事 福島教育長 折田警察本 部長 小川生活文化部長 下城健康福祉 部長 入沢環境森林部長		

本会議第一日（九月十八日）

職員が朗読

◎追悼行事

故小林義康議員に対する中村紀雄議員の追悼の言葉

◎新任者の紹介

稲山博司副知事（六月十三日付）

阿久澤 浩公安委員会委員長（七月一日付）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

◎会議録署名議員の指名

久保田順一郎、塚原 仁、村岡隆村の各議員を指名

平成十九年六月定例会から平成二十年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書第一号を配付

監査委員の監査報告の配付

◎会期の決定

議案の送付書、公営企業会計決算の送付書、高崎工業団地造成組合議会議員の補欠選挙依頼通知書及び意見書の処理結果を

に決定
会期は九月十八日から十月十日までの二十三日間とすること

県税収入は、製造業を中心とした企業業績の悪化から法人関係税が大幅に落ち込み、今年度当初予算に計上いたしました二千六百二十億円に対して百六十億円程度の大幅な減収が見込まれており、大変厳しい財政状況であります。

今回の補正予算編成に際しても、こうした厳しい財政状況を踏まえ、事業の見直し等により経費の節減を図り、財源を捻出しながら、県民生活に直結する課題には緊急に対応することを基本といたしました。

主な内容としては、原油・飼料価格等高騰対策、学校施設の耐震化、八ッ場ダム生活再建緊急支援、道路安全対策や集中豪雨対策などの単独公共事業の四つを柱に予算編成を行ったところであります。

まず、原油・飼料価格等高騰対策であります。昨年度に引き続き低所得世帯等の冬の灯油購入に対しまして市町村と協調して補助を行うほか、施設園芸や、きのこ生産における省エネルギーの取り組みを支援いたします。

次に、学校施設の耐震化です。県立高校について当初予算に追加して耐震設計を実施いたします。また、私立幼稚園の耐震化を促進するため、耐震診断の実施に対する補助制度を新たに創設することといたしました。

第三は、八ッ場ダム生活再建緊急支援であります。工期の五年延長などにより、水没関係住民の現地生活再建が遅れ、観光客の減少や建物の老朽化など様々な問題が生じています。そこで、ぐんま総合情報センターを活用した観光PR活動など、観光客増加に向けた取り組みを積極的に支援するとともに、住宅や旅館など

を県産材を使って改修する場合に補助を行うなど、県単独事業による幅広い支援策を講じることといたしました。

第四に、単独公共事業についてであります。県民生活の安心・安全を図るため、道路の安全対策、河川の維持補修、集中豪雨への対応などに必要な単独公共事業を増額することといたしました。また、事業の見直しや国庫補助事業の内定、内部管理経費の節減などによる歳出予算の減額もあわせて計上しております。

今回の補正予算案の総額は、これらの歳出増減を扱った結果三十七億九千三百七十四万円となり、現計予算額と合算いたしますと六千五百七十五億二千四百七十四万円となります。

このほか、特別会計については流域下水道事業費会計ほか一会計について、企業会計については工業用水道事業会計ほか一会計について、それぞれ必要な補正を行うことといたしました。

次に、事件議案であります。主なものについて申し上げます。第九十七号議案は、地方税法の改正に伴い個人県民税の寄附金控除の対象を拡大しようとするものであり、第百三十三号議案は、前橋市と富士見村の合併について議会の議決を得ようとするものであります。

◎意見の聴取

第九十六号議案については群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎委員会付託を省略し、採決

第百十三号議案は、原案に同意することに決定

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第十二号議案 群馬県議会議規則の一部を改正する規則

議第十三号議案 県議会議員の報酬等支給条例及び群馬県政務調

査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

第九十六号議案について群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎ 新任者の紹介

正田 寛公安委員会委員（九月十八日付）

◎ 提案説明及び委員会付託を省略し、採決

各発議案は、原案のとおり可決

◎ 一般質問（第九十号から第一百十二号までの各議案及び平成十九

年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

◎ 請願の委員会付託

九月十一日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

○ 本日の発言通告

一 自由民主党 金子 一郎

1 新内閣誕生に対する思いと県との連携について

2 九月補正予算について

3 重粒子線治療について

4 建設業界への対応について

5 農業振興について

6 指定管理者制度について

7 地元問題について

◎ 高崎工業団地造成組合議会議員の補欠選挙

選挙の方法は指名推せんによることに決定し、議長が指名した関根罔男議員が当選

◎ 休会の議決

九月十九日、二十一日及び二十四日の三日間は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

二 リベラル群馬 関 口 茂 樹

1 観光立県ぐんまについて

2 光ファイバーなど高速通信ネットワークの全県下敷設の見

通しについて

3 ハッ場ダム問題について

4 地上デジタル放送と難視聴対策について

◎ 諸般の報告

本会議第二日（九月二十五日）

三 自由民主党 中村紀雄

- 1 知事の責任について
- 2 元総社の土地取得の具体的な問題について
- 3 前橋工業高校跡地土壌汚染問題について
- 4 不当な働きかけの規制について
- 5 男女共同参画センターの設置について
- 6 土地開発基金の問題点について
- 7 指定管理者制度について
- 8 地方公共団体の財政健全化について
- 9 道州制について

四 民主党改革クラブ 石川貴夫

- 1 公共施設のあり方検討委員会について
- 2 入札制度について
- 3 原油高騰対策について
- 4 子どもの医療費無料化について
- 5 流域下水道整備について
- 6 採用汚職事件について

五 自由民主党 大林俊一

- 1 副知事の群馬県に対する所見と職責等について
- 2 農業問題について
- 3 駒寄スマートインターチェンジの改修等について
- 4 教育行政について

- 5 福祉施策について
- 6 医療対策について

金子一郎議員

続きまして、三件目でございます。群馬県もいよいよもって医療関係で世界の群馬県になりつつございます。それは何故かというところ、重粒子線の治療について、これはがん治療でございまして、放射線治療ということでございます。かなり難しいがん治療も、それは患者さんの状態にも異なりますけれども、数回の治療によつては治ってしまうというふうなことでございます。今、群馬大学の敷地内に総事業費百二十億円を投じて、国が三分の二、群馬県も三分の一の事業予算を補てんし、群馬県が三分の一の四十億円の中でも半分で、前橋市も若干出しているところでございまして、また県内市町村も協力していただいているところがございます。来年度から稼働するという予定になっている重粒子線の治療に対する県の対応についてでございます。今後、国が主導権を握っているこの施設で、県は共同事業者としての運営を望めるのかどうか。また望まなければならないと私も思っておりますけれども、この辺についてお伺いしたいと思います。

大澤正明知事

この重粒子線の施設は、訂正をさせていただきますと――訂正ではありませんけれども、正しくは群馬県と関係市町村で四十億円、群馬県が約半分、残りの約二十億円に対して半分が前橋市、あとは関係市町村で拠出してあります。

重粒子線治療につきましてありますけれども、来年度中の稼働に向けて、現在工事が進められておるところであります。さて、県がこの施設の運営にどのように携わっていくのかということであり、県がこの施設の設置を進めてきたのは、今現在、県民の三人に一人ががんで亡くなるという事態を踏まえまして、県民に最先端のがん治療を提供するとともに、この施設を核といたしまして、県立がんセンターをはじめとした県内のがん治療に関わる医療機関の連携を深め、本県のがん診療の底上げ、レベルアップを図ることを目的としております。県としては、こうした目的が達成されるよう、群馬大学と連携し、施設運営に関与していく所存であります。

具体的には、県と群馬大学で重粒子線治療運営委員会を組織いたしました。県医師会、県病院協会、県内のがん診療連携拠点病院、市町村代表の参画を得まして、施設の効果的な運営や重粒子線に関する医療連携体制の構築、県民をスムーズに重粒子線治療に結び付ける方策等を協議しておるところであります。また、群馬大学が設置した重粒子線治療検討委員会に県立がんセンターの医師が主体的に参画しておりまして、がんの部位ごとのプロトコール、すなわち治療手順づくりに取り組んでいるところでもあります。

なお、県立がんセンターの機能を充実させる意味でも、がんセンターの医師や看護師、放射線技師等の関係者がこの施設で研修や研究ができるよう、群馬大学とも協議を進めていく所存であります。

金子一郎議員

重粒子線の治療問題について、知事には基本的なことをお伺いいたしましたので、健康福祉部長に代わっていただきます。

ただ今、知事からも共同作業の運営についてというお話もございました。群馬県も、日本の群馬県のがん治療でなくて、この機械そのものは世界でも三つ目だとか三番目だとかいうようなお話も聞いております。群馬県は日本一のがん治療の施設を持つということになるかと思えます。そういうことからして、日本の皆さん、群馬県に来ればがんが治りますよというような大きな群馬県の存在感を全国に示すことになるかと思えます。

そのような中で、機械は設置しました、病院施設はできましたという中で、今後、運営については行政は何もしないで見ているのかどうか、これではというようなことで二、三質問させていただきます。

これは兵庫県の県立なんですけれども、重粒子線の医療センターのパンフレットでございます。この中で、患者さんがこれを読みながら、どういうふうに重粒子線の治療を受けたらいいのかわかるか、ということが書いてあります。最後のページに、もしお金がなかったら——こちらにも約三百万円ぐらいかかると書いてあります。群馬県の方でも三百万円ぐらいという話も聞いております。兵庫県のの方でも三百万円をめぐりにいろいろ説明がございます。それはなぜかというとお金のない人は一遍に払わなくてもいい。助成制度がある。治療代を貸していただける。それで五年なり、その人の所得やいろんな環境状況によって十年までの間に返済すればいい。このような説明もございます。ぜひ群馬県でもこうい

うようなことをつくっていただいで、特に群馬県で難しいのは、国立と県立ということの中でございますけれども、その辺は運営管理の要綱の中いろいろな組み込んでいただいで、やれないことではないかなと思います。

また、もう一点は、群馬県民が、我が地元にあつて、たとえいくらかでも助成金をもらえないかと。要するに、入院費と検査料だけは保険が使えます。あとはすべて自己負担になる。三百万円かかるんだつたら、一割とか二割とか、こんな感じで群馬県民の皆さんだけは何かフォローしようというものを今後考えていく方法もないかな、こんなふうに質問をさせていただきます。

下城茂雄健康福祉部長

議員御指摘のとおり、重粒子線治療には健康保険の適用がないということございまして、多額の患者負担が予定されていることで、三百十四万円程度というふうな今のところ言われております。県といたしましても、県民の死亡原因一位でありますがんの対策を推進する必要があるということから、県事業として重粒子線治療施設の設置を進めてきたところございまして、県民が重粒子線治療を受けやすい環境をつくるためにも、患者負担の軽減を図る必要があるというふうな考えているところであります。

患者負担の軽減策につきましては、利子補給などの補助制度、あるいは議員が御指摘のとおり、兵庫の県立病院で行われております貸付制度、分割払いというふうにも言っておりますけれども、そういった他県の例も参考にしつつ、先進医療の位置付けや他の疾病とのバランス、制度の利用のし易さ、それから財政状況等の

観点から検討を行っているところでございます。今後、平成二十一年度予算要求に向けまして、少しでも県民にとって重粒子線治療を受けやすい環境が整うよう、具体的に検討してまいりたいというふうな考えております。

中村紀雄議員

まず、大澤知事、お願いします。

まず第一の質問は、今、県政の最大の課題のひとつであります行政改革についての行政のトップの責任、これを取り扱っていきたいというふうに私は思います。

私たちは大澤県政を力を合わせて実現いたしました。長く続いた前知事の積年のいろいろな弊害というものが山積していて、そういうものが今いろいろな形であらわれているというふうな私は思います。県有地等の取得・処分に関する特別委員会のメンバーとして様々な問題に関わってまいりました。次から次と本当に県民の皆さんに説明できないような問題が生じてまいりました。私が痛感することは、このような様々な問題が生じているのにもかかわらず、責任の所在がどこにあるかということがはっきりしないというもどかしさであります。私は、行政改革、また県の大切な施策を実現する場合に最も大切なことは、行政のトップに立つ者の責任のあり方であると思っております。

今、私が申し上げている疑惑ということはいろいろあるわけですが、具体的には元総社の土地取得のことから取り上げてまいりたいというふうに思います。新聞報道によりますと、小寺前知事は、個別な案件には一切関与していない。そして、あれだ

口ききがあり、当時の出納長の指示もあり、当時の土木部長名で住宅供給公社に対して十億円を超える用地の取得造成依頼がなされ、公社と高木建設による売買契約に至っており、その間しっかりとした検討がなされてこなかったことでもあります。

三つ目として、土地購入の一年後には早くも小寺前知事の方針が変更され、新規の県営住宅建設が凍結され、以後十四年もの長きにわたり用地を利用することもなく、すっかりとした検討もなされることもなく、私が知事になるまで、言ってみればタブー視され、放置されてきたのが現状だと思います。

これらのことは、直接的には当時の担当部の責任は大きなものがあると言えますが、今回の問題の本質は、当時、県庁の構造的な問題があったのではないかと考えております。すなわち、知事並びに県トータルとしての意思決定の所在があいまいにされたまま、巨額の土地を買収を可能ならしめる体制、組織が運営されていたわけでありまして、出納長、部長、公社理事長の任命も知事であること等から考えますと、このことについての最高責任者としての小寺前知事の責任は極めて重いとわざるを得ません。

知事は、担当部局の業務について最終的な責任を県民に対して負わなければなりません。また、特に県民に対して、またその代表者たる議会に対して、業務について最終的な説明責任を負わなければなりません。新聞報道によりますと、小寺前知事は、公社の用地取得など個別事案に関与しない方針だったとのことでありますが、報道が事実であるとするならば、そのような知事の責任を放棄していると思うし、そのような県政への姿勢がこの問題を生じさせた遠因であるのではないかと考えております。

本会議第三日（九月二十六日）

◎一般質問（第九十号から第百十二号までの各議案及び平成十九年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 萩原 渉

1 八ッ場ダム事業について

2 中山間地域の振興について

3 道州制と政令指定都市づくりについて

二 爽 風 あべ ともよ

1 救急医療について

2 平坦地観光と文化財保護について

3 教育委員会について

4 ぐんま県民カレッジについて

5 男女共同参画拠点施設の設置について

三 自由民主党 新井 雅博

1 平成二十年度国に対する政策要求の見通しについて

2 地域別市町村懇談会について

3 県民生活と実質公債費比率について

4 道路の安全対策について

- 5 東京事務所活動実態について
- 6 ぐんま総合情報センター企業誘致係について

四 公明党 福重隆浩

- 1 ぐんま総合情報センターについて
- 2 災害対策について
- 3 新型インフルエンザ対策について
- 4 食の安全について
- 5 自動販売機による新たな財源確保対策について
- 6 ぐーちよきパスポート事業について
- 7 残虐ゲームソフトの規制について
- 8 自殺対策について
- 9 ゲリラ豪雨について

五 自由民主党 村岡隆村

- 1 市町村合併について
- 2 重粒子線治療に対する県の支援について
- 3 妊婦健診の助産所への利用拡大について
- 4 県立がんセンターの新たな取り組みについて
- 5 新エネルギー政策について
- 6 主要地方道桐生伊勢崎線阿左美バイパスについて

福重隆浩議員

次に自動販売機による新たな財源確保ということで、総務部長に質問をいたします。

県においては、厳しい財政状況のもと、本年より敷島県営陸上競技場の命名権を年間七百万円で契約をされたり、県のホームページのバナー広告や、使用する封筒の広告収入など、知恵を出して新たな歳入の確保に努めております。また、先日は歳出削減の観点から、県庁舎内の電気の節約、エレベーターの一時休止などで三百四十四万円の経費削減を目指すとの記事が新聞に掲載されておりました。県税収入が百六十億円も当初予算を下回る厳しい財政状況の中で、さらなる経費節減に向けた努力を切に期待申し上げますが、あわせて、先ほどのネーミングライツのような新たな歳入確保の努力が必要であるというふうに思っております。

そこで質問に入りますが、他の自治体においても新たな歳入確保策について知恵を出し、取り組んでおりますが、その中に、自治体の施設に設置されている自動販売機の使用料について、実態に即した金額で契約することによって大幅な収入増につながったとの事例があります。

そこで、まずお聞きしますが、県の施設における自動販売機の台数、あと、具体的にそこから得られている県の収入はお幾らでしょうか。また、その金額についてどのような経緯で決められたのでしょうか。あわせて、許可及び契約された団体にどのようなものがあるのか、お聞かせください。

中山博美総務部長

まず、自動販売機の設置台数及び自動販売機から得られる県の収入でございますけれども、今年の三月末現在で申し上げます。県の施設にあります自動販売機の設置台数でございますけれども

も、全体で六百四十一台でございます。そのうち有償で設置を許可している百九台、無償で設置を許可しているものが五百三十二台でございます。また、これらの自動販売機の設置によって得られる収入は、行政財産使用料ということで区分されておりませんが、平成十九年度で申し上げますと百十四万円余ということでございます。

使用料の決め方でございますけれども、行政財産使用料は条例及び事務取扱要領に基づきましてその算定をしております。土地及び建物の価格に基づいて算定をするということになっております。

なお、この条例及び要領には減免の基準が定められておりましたが、主に県職員の福利厚生のために自動販売機を設置する場合には、行政財産使用料を免除できるということになっております。また、許可している団体でございますけれども、すべて行政財産使用許可申請を行った者でございます。公益法人、職員厚生団体、個人事業者を含む民間企業及び市町村となっております。

福重隆浩議員

今、六百四十一台ということで、そのうち有償分が百九台、合計金額は百十四万円ということでございますので、有償分一台当たり大体一万円ちよつと、一万四百円ぐらいになるのでしょうか。そして許可団体が公益法人や民間団体というようなところがあるということでございますね。

どうしてこのようなことを聞いたかといいますと、先ほどもちよつと申し上げましたが、私はこの使用料というものが極端に低

額なのではないかなというふうに思っております。現状は県が公益法人や民間企業に許可をし、そこから使用料収入を得ている形態ですけれども、これを県が直接公募により、飲料水メーカーやベンダーとの直接契約に切りかえた場合に、もっと大きな歳入になるのではないかとこのように思っております。

もちろん、福祉団体が許可団体の場合には、法律で保護されている場合もございますので、除外するとしても、それ以外の団体、業者についてはしっかりと個別の状況を精査していただき、全体の半分でも直接契約ができれば大きな収入源になるというふうに思っています。

というのは、例えば私がこの問題に先駆的に取り組んでいる大阪市、大阪府、川崎市などに確認したところ、やはり平成十八年、十九年は大体同じような状況で、一台一万円ぐらいの使用料を取っていたということなんです。

これを大阪府は、保有台数九百五十台で、年間使用料八百三十万円でした。それを契約変更が可能な販売機二百二十台を公募したところ、年間一億七千万円での契約が成立したのです。それぞれの設置場所については、契約金額は異なりますけれども、一台平均七十七万円、約七十七倍になったんです。

大阪府は一千百二台あって、そのうちの五百五十台は府立高校にあって、食堂をやっている方が経営しているということ、これは対象外になっているのですけれども、これを除いた五百五十台のうち三百三十二台を公募したところ、それまでの年間使用料五百五十万円だったものが、実に六十倍の三億円の歳入になったのです。大阪府の職員の方にお話を伺ったところ、あまりの

効果の大きさに、残り二百二十台についてもできる限り検討していききたいと。川崎市では四十一台で五千万円と。

こういうふうには、いろいろな今までの慣例を廃して、直接そういうような公募をすることによって、今までの使用料の六十倍、七十倍という歳入が得られる。これは、やはり今財源に苦しむ県行政の中で、私は大きな、ある意味で——国で今、埋蔵金論争をしていきますけれども、ひとつのそういうような大きな財源になるのではないかなというふうに思いますが、御所見をお伺いいたします。

中山博美総務部長

確かに現在、大変厳しい財政状況にございます。そういう中で歳入の確保を図るといふ観点から、県有財産の運用方法をより効率的で有効なものに見直す必要があるというふうを考えております。そのひとつとして、御指摘のように自動販売機の設置許可の見直しでございますけれども、これにつきまして公募方式の導入ですとか、あるいは先駆的に取り組んでおります自治体の例を参考にいたしましたして、許可更新の時期に合わせてということになるかと思えますけれども、できるところから積極的に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

村岡隆村議員

まず、市町村合併についてお伺いをさせていただきたいと思えます。もう二年ぐらいになるのですけれども、平成の大合併と呼ばれた市町村合併が一段落しております。まだ、これからも引き

続いていくという形は随分ありますけれども、一段落したところで、まして知事が生まれたと言うのですか、尾島町も太田に合併するというその渦中におられまして、当時は議員であったわけでありましてけれども、それはもうよく、その辺の内容的なものも御存じだと思います。

ただ、合併という大きな山を越えていった、みんな一所懸命登って越えていったわけですけれども、越えてみたら、そこに大きな落とし穴があったと。また、大きなバラ色の未来もあった。両方だったと思うんですね。そういう意味で、今度は行政のトップという形の中で、知事が今どんな感想をお持ちか、まずそこからお伺いをさせていただきたいと思えます。

大澤正明知事

今まで市町村が七十あったわけでありましてけれども、平成十八年十月の榛名町が高崎市に編入されまして三十八市町村となったわけでありまして、減少率が全国平均四四・八%のところ、群馬県は四五・七%でありまして、全国を少し上回っておる状況であります。

また、今議会に議案を提出しております前橋市、富士見村の合併が予定されているほか、合併新法の失効期限であります平成二十二年三月を控え、高崎市、吉井町等、合併に向けた協議を行っている地域もあるわけでございます。

その合併の結果をどう捉えているのかということでありましてけれども、私が就任する前の問題としては、やはり合併に対する県の取り組みの姿勢というものが、私は地域の自主的な合併にこだ

わり過ぎていたのかな、そんな感じがしております。

例えば合併の枠組みで問題が生じた場合や、合併協議会設置までこぎ着けたものの、懸案事項が生じたため頓挫しかかったという事案に対して、地域に任せつきりであった面もありまして、広域的な観点から県はもう少し調整役としての役割を果たす必要があったのではないかなと思っております。特に村岡議員のところなどもその代表的な地域ではないかなと思っております。

村岡隆村議員

大変お氣を使っておたいただきましてありがとうございます。まさに今知事がおっしゃるとおりで、県の取り組みに問題があったということが一番だと思うんですね。以前にも申し上げたのですが、当時、県の姿勢を示さない、合併のプランをつくりなさいという国からの指導があったと思うのですけれども、それを各都道府県みんな示していききました。しかし、群馬県におきましてはそれが第四十七番目、都道府県というものは四十七しかございませんから、最後ということだったのでですね。私も非常に消極的な印象を持ちました。

結果として今の合併が成ってしまっただけですけれども、今、知事が言われるように、県が指導的な立場を發揮しなかったならば、県の役割は、はっきり言って要らなくなってしまうと思うんです。やはり県の一環の役割というのは、広域的な問題が生じたときに、それをどう調整するか、そしてその地域にとって、地域住民がどうしたら豊かになっていくのだ、将来計画が一番つくり易いのだというようなことを示していくことが、やはり県の一

番の役割だと。

これから道州制へ向かうという話が先ほどから出ていますけれども、でも、そういうときになったとしても、やはり地域の個性ですとか文化ですとかつくり方というものは残るわけでありまして、やはりそれが今、歴然と県という立場があるわけでありまして、それはしつかりと今後示していかなくてはならないと思うのですね。

そして当時から心配されておったのですけれども、特例債というものが、大きな餌がぶら下げられました。みんなそれに向かつて、ニンジンぶら下げた空馬が走っていったような状況で、それに食いついていこうということをやっていました。さつき、新井議員から、起債などはどんな起こせ、やった方がよいのだという話がありました。その一面は当然あると思いますけれども、今回のこの合併に関して、乗り遅れはまずい、使わなくてはまずいのだということで、いろいろなところでモラルハザードを起こしてしまっているところがあつたと思うんですね。

その結果が、あまりよい結果が出ていたとは思えないんです。これからいろいろやっていくところもあると思うんですけれども、そういう問題点がたくさん出てきたわけですから、その辺は知事などは、もうとにかく、その自分の町がそういう状況になつておりますので、一番自分自身はつきりとおわかりになつていると思えますけれども、その辺のモラルハザードを起こしてしまつたような、余計なところへ行つてしまつた。無駄な金を使つているというようなことに対して、それがどこかということには私は申し上げませんが、そういうものに関して、やはり知

事の、今の知事としての立場で、これから市町村を指導していくという立場の中で、どんな感想をお持ちになっているかお聞かせいただきたいと思えます。

大澤正明知事

今回の合併によりましては、地域資源を活かした広域的なまちづくりの推進や住民サービスの向上が図られたり、行財政体制が強化されたりしたという反面、生活圏が分断され、地域の声が役所に届きにくくなったという声が非常にあることも承知しております。こうした合併後の課題や問題点につきましては、合併後の新たな市や町において主体的に解決されるべきものだと考えておりますけれども、県としても、やはり必要に応じて積極的に助言をしてみたいと考えております。

合併するときに非常に連携がよかったというところは、合併後もそんなに大きな問題はないのですが、今言われたような条件の中で、合併した方がよいのだろうという形の中で、そればかりが先行して合併したところは、意外とそういう問題が後を引きずっているところがあるような気がいたします。

現在も西毛、東毛地域においてさらに合併の動きもありますが、これまでの合併の諸課題を踏まえまして、必要に応じて積極的に支援をしていきたいと考えておるところであります。

◎休会の議決

九月二十九日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（九月三十日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第百十四号議案 教育委員会委員の選任について
第百十五号議案 教育委員会委員の選任について
第百十六号議案 監査委員の選任について

◎提案説明

○大澤正明知事

追加提出議案は、教育委員会委員の選任及び監査委員の選任についてであります。

第百十四号議案の教育委員会委員の選任については、現委員の若林泰憲氏の任期が十月一日をもって満了となりますので、その後任者として井上恵津子氏を選任しようとするものであり、第百十五号議案の教育委員会委員の選任については、現委員の星野恵美子氏の任期が十月一日をもって満了となりますので、その後任者として荒川香苗氏を選任しようとするものであります。

第百十六号議案の監査委員の選任については、現委員の岸賢氏の任期が九月三十日をもって満了となりますので、その後任者として横田秀治氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は、原案に同意することに決定

◎一般質問（第九十号から第一百十二号までの各議案及び平成十九年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 岩 井 均

- 1 県民に身近な県政について
- 2 世界遺産登録推進について
- 3 森林・林業の活性化について
- 4 有害鳥獣の狩猟期間の延長について
- 5 教育問題について
- 6 西毛広域幹線道路の現状と今後について

二 リベラル群馬 後 藤 克 己

- 1 議員等からの働きかけに対するルールづくりについて
- 2 若者就職支援について
- 3 県立病院の在り方について
- 4 人口減少地域の活性化について

三 自由民主党 舘 野 英 一

- 1 農業問題について
- 2 企業誘致について

- 3 治水問題について
- 4 地域医療の連携について

四 自由民主党 真 下 誠 治

- 1 伊香保温泉の活性化と観山荘について
- 2 新型インフルエンザ対策について
- 3 現群馬県女性会館の閉館と男女共同参画センターの設置について
- 4 全国学力テスト結果の市町村別公表について
- 5 県内の薬物事犯の取締状況について
- 6 「ぐんまの山と森の月間」について

岩井 均議員

次に、森林・林業の活性化について環境森林部長にお伺いいたします。

最初に間伐と植林についてお伺いをいたします。私の家も小さな山を持っております。今年の二月から三月にかけてまして森林整備を行いました。父と妹夫婦とともに山に入って、チェーンソーで杉の木を切ったり、あるいは森林組合から枝打ち機をお借りしてやりました。三〇度も四〇度もあるような厳しい山でありまして、それぞれ二時間ほど作業をしたのですけれども、本当に大変な厳しい作業であったわけでありまして。森林組合の方々は本当にプロでありますけれども、大変な思いをして山に入って、山を守っていただき、森林整備を行っているわけでありまして。

今では、県では毎年予算を大幅につけてまして間伐に取り組んで

いただいておりますけれども、国の地球温暖化対策予算のうちの森林吸収源対策ということではかなりの予算がついてきております。平成十二年度の間伐では三〇二二ヘクタールであったものが、昨年度、平成十九年度には五一五九ヘクタールということで一・七倍に大幅に増加をしてきたわけであります。

しかしながら、群馬県の年間の間伐というものは七〇〇〇ヘクタールを目標としておりますけれども、現状の対策ではこれが立ち行かないと、二〇〇〇ヘクタール弱の差があるわけでありますが、間伐促進のためには工夫が必要であると考えておりますけれども、どのように間伐対策に取り組んでいくお考えか。

それから、木を切って、うまく使って、また植えるということが森林整備の基本であります。木材価格の低迷、外材製品の競合、住宅建設の伸び悩みなどによって、植林が逆に進まないという状況であります。平成十二年度には三六七ヘクタールであったのが、平成十九年度では二一三ヘクタールとなりまして、四割減少いたしました。間伐は増加しているけれども、植林は逆に減少しているという状況であります。長期的に見れば計画的な植林が必要であると考えておりますけれども、今後の植林対策はどうするお考えか、お聞かせください。

入沢正光環境森林部長

まず、間伐促進の取り組みについてでございますけれども、二酸化炭素の森林吸収源対策として平成十九年度から二十四年度までの六年間、毎年七〇〇ヘクタールの間伐をといることを目標としております。これは平成十八年度末時点で整備を要すると

推定される人工林二万八〇〇〇ヘクタールを整備しながら、過去に間伐が行われた人工林においても、森林の成長に伴う適正な管理ということで間伐を考慮して算出した面積でございます。

平成十九年度の実績については、議員御指摘のとおり五一五九ヘクタールで、整備目標の七四％にとどまっているところでございます。この原因につきましては、一つは林業労働力の不足と林業の低い生産性にあると、二つ目は、間伐対象森林の確保が難しいという点、それから三点目としては、木材価格が低迷している点、このような原因が挙げられるわけでございます。

こういった原因に対応しまして間伐の目標を達成するためには、一つとしては、森林組合を中核としながら、木材生産業者との役割分担を含めた連携を進めていくということ、一つには、森林所有者に対する間伐収支の明確化、この山を切ったら幾らもうかるのかというような明確化、それから間伐対象森林の集約化を図ることが必要であろうと。また一つには、木材生産の効率化、流通の合理化による木材の安定供給と価格の適正化、こういった面も必要であろうということでございます。

こういった三点について進めながら、木材の販売収益によりまして森林所有者の負担を軽減する。そのことによって経営意欲を高めていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

次に、植林についてでございますが、森林は御案内のとおり再生可能な資源でございます。一定規模の植林面積を確保するということ、森林資源のバランスを保つうえでは非常に重要であり、なおかつ、そのことによって林業生産が永続的に行われていくと

いうふうと考えております。

重要なことは、適正な伐採とその後の着実な植林が行われることによりまして、収益性の高い効率的な林業生産活動を活発化していく必要があるというふうと考えております。

そのための対応の点でございますけれども、植林から伐採までの期間がおおむね五十年という長い期間がかかるわけでございます。森林所有者の負担を軽減し、伐採後の確実な植林が行われるように、植林を含む森林整備の支援を行う必要があるというふうと考えております。

群馬県では、植林に要する経費に対しまして、国庫補助による助成に県単独で上乘せ支援をしております。花粉症対策等苗木などの針葉樹の植林につきましては、国庫補助と合わせて最大八〇%、コナラなどの広葉樹につきましては九八%の助成を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、間伐を着実に実施して収益性の高い森林を育成し、森林資源が有効に活用され、植林により再生されるよう努めてまいりたいと考えております。

岩井 均議員

やはり森林整備というものは森林組合が中核であるということでありまして、今後を考えると、森林組合の方々也十分に協議をしながら、理解を深めていただきながら森林整備に取り組んでいただきたいと御要望いたします。

真下誠治議員

二番目の質問に移ります。新型インフルエンザ対策についてでございます。このことは先週の本会議で福重隆浩議員からも質問がございました。でも、これは私は大変重要なことかなと思いたすので、一部重複する部分もあるかと思えますけれども、また質問したいと思えます。

そして、この新型インフルエンザは必ず起こると。この辺に対する危機意識、この現状認識をお尋ねしたいと思えます。よろしくお願いします。

下城茂雄健康福祉部長

新型インフルエンザにつきましては、ほとんどの人が免疫を持たないということでございます。世界的に大流行して、医療面だけではなくて社会・経済面にも混乱が避けられず、影響の範囲も広く、その期間も長期間に及ぶというふうに言われております。

近年、鳥インフルエンザのヒトへの感染事例が増加するなど、ヒトからヒトへと感染いたします新型インフルエンザの発生は、いつ起きてもおかしくない状況にあるというふうには認識をしております。ところでございます。

このため、県といたしましては県の行動計画の改訂、医療対応マニュアルの策定、また抗インフルエンザウイルス薬——タミフルでございますけれども、これの備蓄等を行うとともに、多大な混乱や被害を最小限に抑える必要があることから、平成二十年二月二十日付で知事を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置いたしました。全庁的な対策に取り組んでいるということでございます。

真下誠治議員

その話は先週の福重議員の答弁にもまたあったかと思うのですが、私も今、県のホームページだとか、いろいろな県の新型インフルエンザに対する行動計画の概要だとか、いろいろ読ませてもらっているし、そういう面からしますと、かなり整備はされているんですよ。

そういういろいろな行動計画なりマニュアルを読ませてもらいましたけれども、非常に長い文章で、基本計画は、東京都のものを見ましたら八〇ページぐらいあるんですね。本当に皆さんがそういうものを読めるのか。そういうマニュアルが、いざ国内で患者が出たときに、ぱっと我々が行動できるのか。これは行政だけではなくて、いろいろな医療機関だとか、市町村だとか、いろいろなところと連動しなければならぬですね。

そういう意味で、この前、県の総合防災訓練がありました。あれ以上の訓練をやる必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

下城茂雄健康福祉部長

訓練でございますけれども、全くやっていないわけではございませんで、昨年度は、いわゆるトリアージと言うのですけれども、患者の振り分けに使用いたしましたために購入いたしました陰・陽圧式エアテントというものがございます。

このエアテントの設置訓練を行うとともに、議員今おっしゃった新型インフルエンザの医療対応マニュアルに基づく机上訓練、

それから感染防護資材の着脱訓練といったものを行ったところでございます。

今年度は、このマニュアルに基づきまして、地域での発熱電話相談、それから発熱外来、それから感染症指定医療機関への患者搬送といった発生時の初期対応の訓練を予定しているところがございます。

また、議員のおっしゃるような、より大規模な対応訓練につきましては、関係機関との連携を確認する上からも必要であるというふうに考えておりますので、初期対応訓練の結果を検証のうえ、実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

真下誠治議員

それで、その訓練は、専門家とか、そういう方たちがいろいろ陰圧室の訓練とかはよいのですけれども、やはりこの前の県の総合防災訓練のように、住民にももう少しこの危機感を——あおるということはいけませんでしょうけれども、もう正しい認識を持つてもらおうというふうなことをする時期ではないかなと思っております。ですから、ああいう訓練以上の訓練を、ぜひ住民も一緒にやるようなことを考えていただきたいなと思います。

それで、この新型インフルエンザが発生した場合のシミュレーションは、一番早くは、海外から持ち込まれたら、東京都内でそういう方が発症するというようなことで、それが新型インフルエンザとわかって、ちょっとそのシミュレーションは一定条件下のシミュレーションなのですが、発生からもう七日で関東近円にわ——と広がると。そして十一日目にはもう関東全域でこのインフ

ルエンザが広がるというようなことがあります。

ですから、発生してからも一週間以内で、ぱっと今言ったような行動がとれないといけないと思うのですが、そういうときに、では、学校は閉鎖しよう、休校にしようとか、劇場だとか大衆の集まるような、そういう場所も閉鎖しようとか、そういうような細かい決めも、もうつくっておかないとやばいのではないかと、今のような気がしますけれども、こういうようなことについては、今どのような状況なのでしょう。

下城茂雄健康福祉部長

社会活動の制限でございますけれども、現在、対策本部の幹事会におきまして、新型インフルエンザ発生時の県民への影響の調査といったものを実施しております、各部署ごとに対応可能な対策について検討を行っているところでございます。

しかしながら、現行の感染症法も含めまして、県として強制力を持つて社会活動等を制限するということは極めて困難な状況でございます。したがって、国に対して全国知事会等を通じて、そういった地方自治体に強制力を持つような権限を与えていただくような法的整備について強く要望をしているところでございます。

また、企業向けでございますけれども、特にライフラインが問題になると思うのですが、企業向けにも一応研修会を開催するなどいたしました、それぞれの企業において事業継続計画の策定に取り組んでいただけるよう努めているところでございます。

◎議案の委員会付託

第九十号議案から第一百十二号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

平成十九年度群馬県公営企業会計決算認定の件については、決算特別委員会に付託することに決定

◎休会の議決

十月一日から三日及び六日から九日の七日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（十月十日）

◎諸般の報告

群馬県人事委員会から議長あてに提出された職員の給与等に関する報告及び勧告を配付

◎新任者の紹介

杉原みち子教育委員会委員長（十月三日付）

井上恵津子教育委員会委員（十月二日付）

荒川香苗教育委員会委員（十月二日付）

横田秀治監査委員（十月一日付）

◎第九十号から第一百十二号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

村岡隆村厚生文化常任委員長、狩野浩志環境農林常任委員長、織田沢俊幸産業経済常任委員長、橋爪洋介県土整備常任委員長、中島 篤文教警察常任委員長、新井雅博総務企画常任委員長、長谷川嘉一行財政改革特別委員長、岩井 均地域活性化対策特別委員長、関根圀男安心安全なくらし特別委員長、中沢丈一県有地等の取得・処分に関する特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○織田沢産業経済常任委員長（概要）

初めに、産業経済部関係であります。まず、現下の原油・原材料価格高騰の影響を受けている本県経済の状況を踏まえ、制度融資に関して、経営サポート資金のうち原油高関連の利用状況やセーフティネット保証要件及び申請要件などについて質疑がなされたほか、財団法人群馬県産業支援機構における原油・原材料高騰対策に係る経営相談の体制について質疑が行われました。

次に、観光に関して、観光客数、消費額調査の状況を受けはばたけ群馬観光プランの目標値のあり方などについて質疑がなされるとともに、観光立県ぐんまを目指す本県として、しっかりとした観光の定義、基準を持つことが必要であるとの意見が述べられました。

また、企業誘致に関して、ぐんま企業立地セミナーin名古屋の概要や本県二月の企業立地セミナー開催後の企業誘致の成果、シートックジャパン二〇〇八への対応について質疑が交わされました。

続いて、企業局関係であります。まず、板倉ニュータウン建

設の見直しに関して、宅地の販売面積と販売価格、当初と見直し後の販売計画、あるいは駅南商業系地区における開発見通しや東洋大学の学生の動向などについて質疑がなされるとともに、計画変更についての住民への丁寧な説明を行うことの必要性について意見が述べられたほか、当初計画に比して計画戸数、計画人口を半減、また販売価格の減額をせざるを得なくなったことに対する公共性、公益性を持つ企業局としての総括的見解が求められました。

○新井雅博総務企画常任委員長（概要）

初めに、企画部関係であります。今年七月にオープンしたぐんま総合情報センターに関して、企業誘致活動の基本的な戦略について質疑されたほか、イベントを行う際のPRやチラシの活用、職員の人選方法や情報発信の最前線として運営していくに当たったの決意などについて議論が交わされました。

次に、世界遺産登録に向けて、平泉の登録延期を受け、延期になった理由や本県への影響などについて質疑されるとともに、他地域との連携や類似遺産との比較研究などについて議論され、登録活動のコンセプトや軸足をどこに置いているのかが見えるようにしてほしい旨、意見が述べられました。

続いて、総務部関係であります。まず、職務に関する不当な働きかけについて、働きかけの定義や判断基準について質疑されたほか、働きかけについての記録や公表等の取り扱い、責任の所在などについて議論が交わされました。

また、公益通報者保護制度に関わる職員の外部通報窓口の設置

等に関して、これまでの内部通報の実績等について質疑されました。

次に、危機管理に関して、新型インフルエンザの流行が危惧される中、過去の流行事例であるスペイン風邪の本県死者数について質疑されるとともに、市町村や関係機関との連絡体制の構築や訓練の実施並びに防災情報通信ネットワークシステムに県・市町村間のテレビ会議システムを検討することなどについて議論されました。

◎討論

のぞみ 早川昌枝 一部反対の討論

◎動議の提出（南波和憲議員）

早川昌枝議員の討論のうち一部について発言取り消しを求める動議

◎発言の取り消し

早川昌枝議員の申し出に基づき、発言のうち一部の取り消しを許可することを決定

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第十四号議案 タクシー事業の規制緩和の再検討を求める意見

書

議第十五号議案 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

議第十六号議案 重粒子線治療に対する早期の健康保険適用を求める意見書

議第十七号議案 介護従事者確保に関する意見書

議第十八号議案 地域医療の堅持に関する意見書

議第十九号議案 農業経営の安定対策に関する意見書

◎提案説明を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

平成十九年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算の認定について

◎提案説明

○大澤正明知事

追加提出議案は、決算の認定についてであります。

これは、平成十九年度の一般会計及び十二の特別会計の歳入歳

出決算について認定をお願いするものであります。

会議結果

一 議案審査の状況

◎議案の委員会付託

平成十九年度群馬県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の

知事提出議案二十九件（うち可決二十七件、継続審査二件）
委員会・議員提出議案八件（うち可決八件）

認定の件については、決算特別委員会に閉会中の継続審査案件
として付託することに決定

二 請願の審査状況

請願三十七件（うち採択九件、一部採択二件、審査未了八
件、継続審査十八件）

1 2 月 1 9 日	1 2 月 9 日
<p>故金子一郎議員に対する追悼行事 安全・安心なくらし特別委員会副委員長互選結果報告 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読</p>	
	<p>議会議事録 議員の選任 議会運営委員会委員</p>
<p>第一一七号議案 第一四〇号議案 承第三号 請願 議第二〇号議案 議第二三三号議案 第一四二二号議案 (追加)</p>	<p>第一一七号議案 第一四〇号議案 承第三号</p>
<p>委員長報告に対する討論 後藤克己 一部反対の討論 早川昌枝 一部反対の討論 議第二〇号議案、議第二三三号議案に対する討論 関口茂樹 一部反対の討論 久保田順一郎 賛成討論 石川貴夫 一部反対の討論 早川昌枝 一部反対の討論</p>	<p>一般質問 笹川博義 答弁 大澤知事 杉原教育委員会委員長 折田警察本部長 下城健康福祉部長 柿沼産業経済部長 一般質問 大沢幸一 答弁 大澤知事 福島教育長 石田企画部長 下城健康福祉部長 川瀧県土整備部長 一般質問 中島 篤 答弁 大澤知事 福島教育長 折田警察本部長 小出病院副管理者 中山総務部長 下城健康福祉部長 田村危機管理監 一般質問 平田英勝 答弁 高山選挙管理委員会委員長 林農政部長 川瀧県土整備部長 一般質問 川瀧県土整備部長 答弁 久保田順一郎 林農政部長 大澤知事 中山総務部長 下城健康福祉部長 入沢環境森林部長 林農政部長 川瀧県土整備部長</p>
<p>委員長報告 第一一七号議案、第一四〇号議案、承第三号及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定 議第二〇号議案、議第二三三号議案、原案のとおり可決 知事の提案説明 第一四二二号議案、原案のとおり可決 特定事件の継続審査 表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式</p>	<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>

本会議第一日（十二月二日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員の監査報告の配付

教育委員会委員長から議長あてに提出された、教育に関する事務の管理・執行状況に係る点検・評価結果報告書の配付
知事から議長にあてに提出された議決を要する計画案の概要の配付

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

松本耕司、平田英勝、角倉邦良の各議員を指名

◎会期の決定

会期は十二月二日から十九日までの十八日間とすることに決定

◎平成十九年度群馬県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並びに群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とした委員長報告

金子浩隆決算特別委員長から委員会の審査経過及び結果の報告があった。

◎討論

のぞみ 早川昌枝 一部反対の討論

自由民主党 久保田順一郎 賛成討論

リベラル群馬 黒沢孝行 賛成討論

◎採決

各会計決算は委員長報告のとおり認定することに決定

◎議案の上程

第一百七十七号議案 平成二十年度群馬県一般会計補正予算（第四号）

第一百十八号議案 平成二十年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第二号）

第一百十九号議案 平成二十年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第一号）

第二百二十号議案 群馬県政治資金規正法関係手数料条例

第二百二十一号議案 群馬県統計調査条例

第二百二十二号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第二百二十三号議案 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第二百二十四号議案 統計法に基づく指定統計調査の事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第二百二十五号議案 群馬県租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例

第二百二十六号議案 前橋市の中核市の指定に伴う関係条例の整理に

関する条例

第二百二十七号議案

群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第二百二十八号議案

群馬県立県民健康科学大学条例の一部を改正する条例

第二百二十九号議案

群馬県立公園条例の一部を改正する条例

第二百三十号議案

群馬県谷川岳遭難防止条例の一部を改正する条例

第二百三十一号議案

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

第二百三十二号議案

群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第二百三十三号議案

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第二百三十四号議案

群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第二百三十五号議案

群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

第二百三十六号議案

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第二百三十七号議案

群馬県みかぼみらい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

第二百三十八号議案

請負契約の締結について
当せん金付証券の発売について

第二百三十九号議案

専決処分
の承認について

承 第 三 号

◎提案説明（概要）

○大澤正明知事

今回の提出議案は、予算関係三件、事件議案二十一件、合計二十四件であります。

まず予算関係であります。みかぼみらい館を藤岡市に移管するに当たり、建物の維持管理に必要な修繕費相当額を移管に伴う交付金として計上しております。

また、道路特定財源の暫定税率が失効した期間の減収を補てんする国の臨時交付金が創設されたことから、県税収入の減額などとあわせて、予算の補正を行おうとするものであります。

この結果、今回の一般会計補正予算の総額は千三百二十三万円となり、現計予算と合算いたしますと六千六百六億二千三百二十万円であります。

このほか、流域下水道事業費会計について繰越明許費の補正を、団地造成事業会計について債務負担行為の補正を行うことといたしました。

次に、事件議案の主のものについて申し上げます。

第二百二十二号及び第二百二十六号議案は、前橋市の中核市指定に伴うものであり、第二百三十七号議案は、みかぼみらい館を藤岡市に移管するため、県の施設としては廃止しようとするものであります。

承第三号は、国の一次補正予算の成立に対応して、直ちに県内経済に効果が生じるよう、補正予算の専決処分を行ったものであります。

◎意見の聴取

第二百二十三号、第三百三十二号及び第三百三十三の各議案については、群馬県人事委員会に、第三百三十四号議案については群馬県教育委員会に意見の聴取を行う。

◎請願の委員会付託

十一月二十五日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月三日から五日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（十二月八日）

◎故金子一郎議員に対する議長弔意（腰塚 誠議長）

◎諸般の報告

第二百二十三号、第三百三十二号及び第三百三十三号の各議案について群馬県人事委員会から、第三百三十四号議案について群馬県教育委員会から提出された意見書を配付
追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第四百十号議案 平成二十年度群馬県中小企業振興資金特別会計
補正予算（第二号）

第四百十一号議案 収用委員会委員及び予備委員の選任について

◎提案説明（概要）

○大澤正明知事

追加提出議案は、中小企業振興資金特別会計補正予算と、収用委員会委員及び予備委員の選任についての二件であります。

まず、中小企業振興資金特別会計の補正予算であります。

世界的な金融危機から景気後退への懸念が深まり、自動車業界が大幅な減産を発表するなど、本県企業を取り巻く環境は急速に悪化しております。また、これから年末にかけて、資金繰りが非常に厳しくなる中小企業が数多く出てくるのが予測されます。このような状況を踏まえまして、今回の補正予算は、制度融資の中の経営サポート資金につきまして、中小企業者の主に年末の資金繰り対策として、融資枠を四百五十億円から七百億円へ、二百五十億円拡大しようとするものであります。

次に、収用委員会委員の選任についてであります。

これは、現委員の渡邊明男氏、井上孝三郎氏及び紺 正行氏の任期が十二月十四日をもって満了となりますので、その後任者として、紺 正行氏、戸所仁治氏及び横田今朝夫氏を選任しようとするものであります。

また、予備委員の選任については、現予備委員の岩崎茂雄氏の任期が十二月十四日をもって満了となりますので、その後任者と

して、長岡治二氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

第四百四十一号議案は、原案に同意することに決定

◎一般質問（第十七号から第四十号までの各議案及び承第三号件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 南 波 和 憲

- 1 平成二十一年度予算編成について
- 2 前橋工業高校跡地について
- 3 塩漬け土地の処分について
- 4 県有施設の有効活用とFMぐんまについて
- 5 経済団体について
- 6 特養整備計画について
- 7 八ッ場ダム建設事業について

二 リベラル群馬 岩 上 憲 司

- 1 十五歳までの医療費無料化について
- 2 飼料米、飼料稲の取り組みについて
- 3 農業水利施設の維持管理について
- 4 県管理道路の除雪事業について
- 5 災害時備蓄米について

三 自由民主党 金 子 浩 隆

1 国庫補助事業の不適正な経理処理に係る制度運用上の問題点について

2 地球温暖化防止対策について

3 鳥獣被害対策について

4 利根沼田地区の高等学校の在り方について

5 運転免許証の即日交付窓口の拡大について

四 爽 風 茂 木 英 子

1 ぐんま男女共同参画センター（仮称）の設置について

2 障がい者の自立支援対策について

3 食育の推進について

4 高校中退者対策について

五 自由民主党 須 藤 和 臣

1 館林厚生病院の小児科の存続問題について

2 館林邑楽地域の医療格差の是正について

3 中京圏への産業戦略について

4 職員提案制度について

5 高等学校におけるふるさと納税制度の啓発について

6 市町村合併について

7 東洋大学との産学官連携について

8 新型インフルエンザに対する危機管理について

金子浩隆議員

教育長お願いいたします。教育現場における地球温暖化防止の

取り組みについてお伺いいたします。

この教育現場における取り組みは、大きく二つの目的があると私は思っております。一つは教育施設を使った実際の二酸化炭素排出削減の取り組み、もう一つが環境教育です。もちろん教育施設を使った実際の取り組みを使って子どもたちに興味を持ってもらって、地球温暖化防止の大切さを学んでもらうという環境教育へ導いていくということも大切であると思っております。そこで、まず県立学校施設への太陽光発電システムの設置状況をお聞かせください。

福島金夫教育長

教育現場における地球温暖化防止対策であります。太陽光発電の設置状況であります。現在は前橋工業高校一校にとどまっているのが現状であります。議員御指摘のとおり、地球規模の環境問題、世界共通の課題として提起されておりますので、環境負荷の軽減だとか自然との共生に対応しました施設を整備するとともに、未来を担う子どもたちが地球を守る、こういった気持ちを持つことは非常に大切かなと考えております。こういった意味での教育上の工夫を行うことが非常に大切であると捉えております。

金子浩隆議員

前橋工業高校は工業高校ですので、太陽光発電システムを使って環境教育へどういうふうに展開されているかということ、ぜひ簡単に御説明いただければありがたいのですが。

福島金夫教育長

前橋工業高校には今三〇キロワットの施設が入っております。このシステムで実際には電気を起こしまして、年間発電量としますと約三〇キロワットまでいきません。一八キロワットぐらいの生産ができていうことであります。その利用を図るとともに、実際にどこに設置してあるかよくわかりますので、それだとか、システムの中身だとかについて高校生、生徒たちに教育をしているという現状であります。

金子浩隆議員

藤岡中央高校が建設中のときに委員会で見学をさせていたんですけれども、そのときに、「ここは新幹線からもよく見えるし、屋上に太陽光発電を設置しないんですか」と質問させていただいたんですけれども、そのときは「予算の関係上無理でした」という大変残念な答えだったんですね。今、前橋工業高校で行っていることをほかの高校にも展開していかれる考えはございますでしょうか。

福島金夫教育長

現在、前橋工業高校に設置しておりますが、このときに関わりましたイニシアルコスト、初期投資が四千七百万円ほどであります。先ほど申し上げました実際に年間の電気を発電している一八キロワット、これは電気料に換算しますと四十三万円弱であります。そういった意味では、費用対効果が非常に小さいという部分もありまして、実際に前橋工業高校の年間の電気料というのは

約千二百万円かかっております。そういった意味からしましても、今こういう経済状況、財政状況の中において、すべてをやるというのは難しいかなという感じはしております。

ただ、先ほど議員が指摘されました藤岡中央高校につきましては設計段階では土台をしっかりとするという意味において、また、太陽光発電を設置する場合には非常に重量がかかりますので、設計段階からやっておきませんと設置ができません。藤岡中央高校については、設計段階ではしっかりとしたものをつくっておりますので、今後上乘せできなくはありません。ですが、財政状況を見まして、今の段階では設置をしておらないというのが現状だという認識でおります。

金子浩隆議員

平成十七年になるんですけれども、環境共生社会特別委員会で岩手県葛巻へ調査に行っていました。現在、この岩手県ですけれども、県立工業高校七校に各二〇ワットの太陽光発電が設置されておりまして、県立美術館や病院など手元の資料ですと三十二の県営施設に太陽光発電が導入されているということです。私は先ほど企画部長にも申し上げましたけれど、需要の方をたくさん増やしていかないと供給の値段が下がるという問題もありますし、民間で導入するよりも、まず行政の方が率先して導入することによって民間への啓蒙活動を展開するということも考えられます。また、教育施設に設置することによって、先ほど申しましたように環境教育ということが大きく期待をされるわけでございます。そういった点でこれからの展開を期待するものであり

ます。要は設置に向けての姿勢だと私は思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

時間の関係がありますので、この後、部局横断的な取り組みについてでありますけれども、環境森林部長、お願いいたします。席についていただいで、要望だけさせていただきますかと思いません。

今回この質問を行う際、まだ、太陽光発電、木質バイオマスは環境政策課、そして畜産バイオマスは農政部畜産課が専門的であると。小水力発電は科学技術振興室、学校施設での取り組み、あるいは環境教育というと教育委員会ということ、さらに小中学校での例えば薪ストーブの導入実験はどうなっていますかと伺うと、市町村教育委員会でないといけないという状況なんです。ですから、一層の部局横断的な取り組みというものを、科学技術振興室を所管する企画部長も経験され、今、環境森林部長におつきたいだいでいる部長にぜひ取り組んでいただきたいという要望をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

須藤和臣議員

まず一問目に、館林厚生病院小児科の存続問題について大澤知事に御質問いたします。

館林厚生病院の小児科の存続問題については、報道機関により報道されておりますので、知事も重々御承知のことかと存じます。報道のとおり、館林厚生病院の小児科から群馬大学に医師が引き揚げられるとするならば、邑楽館林の十八万六千人の中核病院である館林厚生病院及び地域医療に与える影響は甚大なものとなり

ます。ここで、その影響について八点ばかりまとめてみましたので、御指摘をさせていただきたいと思えます。

一点目に、館林厚生病院の小児科外来は縮小され、非常勤医による外来診療がたとえ継続されたとしても、慢性疾患の患者や専門的な治療が必要な患者さんの場合は、他の医療機関への転院を余儀なくされることになると思います。

二点目といたしまして、館林厚生病院の小児科病棟は休止をいたします。入院治療が必要とされれば、他市の病院でも小児科が不足していることにより、受け入れ策の確保は困難が予想されま

す。三点目に、館林邑楽郡の小児救急医療への影響が出てまいりません。小児救急患者は、総合太田病院か桐生厚生病院にまで搬送されなければなりません。そのため、救急隊への要請も増えることになるでしょう。

四点目に、館林厚生病院の小児科以外の科に対する影響が出てまいります。現在、内科、外科とも充足しているとは言いがたく、小児科の行っている診療の一部を内科医が行わざるを得なくなつた場合、負担に堪えられなくなった医師が病院を去れば、今度は内科も崩壊をしてしまいます。高齢化社会を迎える中で、館林邑楽の地域医療は、これでは成り立たなくなりそうです。

この五番目と六番目は関連をいたします。館林邑楽郡医師会は、館林厚生病院の医師の負担を少しでも減らそうと、夜の十時までの夜間急病診療所や休日小児科当番医制を有志により交代で行っておりません。地域の中核病院と医師会が連携をとってきた先進的な取り組みですが、これらの継続にも影響が出てまいります。

七点目として、館林市乳幼児健診への影響が出てまいります。そして八点目に、館林邑楽の産科医療への影響を最後に挙げたいと思えます。現在、館林厚生病院の産科は休止しており、当地域の出産の多くは産科開業医二人にて扱われております。これまでリスクの高い出産にも厚生病院の小児科の支援によって対処してきました。よって今後の産科医療にも大きな影響が出てくると考えられます。

この地域は県境と県境、栃木県と埼玉県と茨城県に挟まれた地形的に特殊な地域でございます。県を超えての医療連携が現状ではできておりません。ですから、小児科の引き揚げがこの地域の連鎖的な医療崩壊へとつながっていくということが危惧をされております。現状において県はどのように認識をされているのか、まずは知事に御答弁を求めます。

大澤正明知事

県といたしましても、これまでの病院勤務医、とりわけ小児科医、産婦人科医の確保は喫緊の課題と位置づけまして、重点的に取り組んでおるところでありますけれども、今回報道されている館林厚生病院の状況については、重大な事態であると受け止めております。去る四日には、館林市長をはじめ邑楽郡の各町長、病院長、地元医師会長など関係の方々から県庁を訪れまして、館林厚生病院の小児科医の確保について直接要望を受けたところであります。

また、館林区長協議会長からは多くの市民の署名を受け取ったところであります。館林邑楽地区の小児科医療提供体制の維持

確保につきましては、地元の強い危機感のあらわれを強く感じ取ったところであります。

県といたしましても、館林厚生病院をはじめといたしまして、関係する病院や市町村、地元の医師会等の医療関係者と十分連携をとりまして、館林邑楽地区の小児医療提供体制が維持できますように、組織を挙げて引き続き最大限努力していきたいと考えております。

須藤和臣議員

知事のお話のとおり、館林の住民の方から館林厚生病院の小児科存続に対する五万八千八百八十六人の署名簿が十二月四日に届けられたと思います。これは、わずか一週間で館林の方々がまとめた数字であり、七〇%以上の住民の方が署名をしていただきました。現在、邑楽郡においてその署名が集められており、あさつて十日には知事のもとに届けられると思います。恐らくその数は合わせますと十万を超えてくると思います。ぜひ知事には、この住民の思いを受け止めていただき、群馬大学に館林厚生病院小児科への医師派遣の継続を要請していただきたいと思えます。そして、そのうえで県として、その存続に対し支援をいただけることを改めて約束をしていただきたいと思います。もう一度御答弁をお願いいたします。

大澤正明知事

県といたしましては、館林厚生病院が邑楽館林地区において果たしている役割の重要性を考慮いたしまして、小児科存続に対し

てできる限りの努力をしたいと考えておりまして、群馬大学に対しても引き続き小児科医の派遣は強く要請していきたいと考えております。しかしながら、全国的な医師不足の状況の中で、群馬大学においても医師の確保が難しいと聞いており、邑楽館林地区の自治体や医師会等の関係者と協力しつつ、群馬大学以外の大学や病院に対しても小児科医の派遣を要請したいと考えております。また、そのために必要な支援も行っていくつもりでございます。

須藤和臣議員

この問題は群馬大学と県と館林厚生病院が一致協力することが一番大切なことだと思います。知事にはこの問題に対し心を砕いていただいておりますことに感謝申し上げます。今後ともこの問題の解決に向けてお力をお貸しいただけますよう要望、要請しまして、知事への質問を終えたいと思います。

本会議第三日（十一月九日）

◎一般質問（第百十七号から第百四十号までの各議案及び承第三号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 笹川博義

1 県内医療体制等について

2 雇用環境について

- 3 企業誘致について
 - 4 警察官舎の耐震性について
 - 5 年末年始特別警戒の取り組みについて
 - 6 平成十九年度学校いじめ認知について
 - 7 県教育行政についての所見について
- 二 リベラル群馬 大沢 幸一
 - 1 介護システムの確立について
 - 2 ぐんま家庭教育応援企業登録制度について
 - 3 男女共同参画センターについて
 - 4 ぐんま総合情報センターにおける経営戦略について
 - 5 北関東自動車道「太田薮塚インター」と桐生「中通り大橋線」とのアクセスについて
- 三 自由民主党 中島 篤
 - 1 群馬県の危機管理について
- 四 自由民主党 平田 英勝
 - 1 群馬県の道路整備について
 - 2 群馬県農業の将来的な方向性について
 - 3 県関係選挙における投票事務の効率化について
- 五 自由民主党 久保田 順一郎
 - 1 県の医療への取り組みについて
 - 2 農林業振興について

- 3 中核市に対する県の関わり方について
- 4 東毛地域の道路整備関係事業について
- 5 来年度の県財政の状況について

中島 篤議員

日頃から警察においては、特に危機管理についても、それぞれのセクションの中で大変頑張りをいただいているわけでありますが、まずお聞きしたいことは、県内の外部、こうしたところギリラ、特にまた特殊工作員、こうしたものがこの県に武力行使をしたときに、どのような対応をされるのか。さらには、そのときの自衛隊との連携をお聞かせいただきたいと思います。

折田康徳警察本部長

それでは、有事の際の対応ということでお答えしたいと思いますけれども、この有事の対応につきましては国民保護法でゲリラや特殊部隊により武力侵入された武力攻撃等が想定されております。県警察としては、そのような事態の発生を想定しまして県民の生命、身体及び財産を保護するため、平成十七年十月に作成された国家公安委員会・警察庁国民保護計画並びに平成十八年三月に作成された国民の保護に関する群馬県計画に基づきまして、平成十八年十一月に策定した内部マニュアルにより対応することとしております。

具体的には、この有事が発生した場合、職員を非常招集し、私を長とする群馬県警察武力攻撃事態警備本部を設置するとともに、国、県、市町村と連携しまして情報の収集、伝達、住民の避

難誘導と、負傷者等被害者の迅速な救助、攻撃の予防・鎮圧、実行犯の検挙等に努めることとしております。

次に、自衛隊との連携でございますが、これにつきましては、まず平成十四年四月に警察本部長と陸上自衛隊第十二旅団長との間で治安出動の際における治安の維持に関する現地協定を締結しております。これに基づきまして、これまで平成十六年には図上訓練、平成十九年には治安出動を想定した共同対処実動訓練を実施するなど、その連携に努めております。

中島 篤議員

私も以前に、その訓練が行われる前に、ぜひ警察、さらには自衛隊、そして消防、こうしたところが一緒になって訓練をするべきであるというお話をさせていただいた経緯がございます。それがまた実現できたことは大変頼もしくも思っているわけであります。

さらにお聞かせいただきたいことは、大規模災害が発生の際、どのような具体的な管理、さらには訓練をされているのかお聞きさせていただきたいと思えます。

折田康徳警察本部長

災害発生時の対応についてでございますけれども、県警察では群馬県警察災害警備実施要綱を定めておりまして、災害の程度に応じまして警察本部に災害警備連絡室または災害警備本部を設置することとしておりまして、そのような場合には、各警察署にはそれぞれ署長を長とした署の災害警備連絡室または署の災害警備

本部を設置することとしております。具体的には、県や自治体に設置されました災害対策本部と連携を図りまして、警報の伝達、被害情報の収集、負傷者等被災者の救助、被災住民等の避難誘導、交通規制措置などに努めることとしております。

次に、日頃の訓練でございますけれども、まず県警本部には、このような大規模災害に対処するための高度の救出救助能力を有する部隊として、群馬県警察広域緊急援助隊というものが設置されております。この部隊は県警の機動隊、管区機動隊及び交通機動隊員等を主力として編成されておりまして、日頃から災害警備を想定した被災者の救助・救出及び避難誘導訓練など実践的な訓練に取り組んでおります。

また、災害の発生に備えまして警察本部、各警察署におきましては、非常招集訓練を実施しているほか、各警察署では各自治体主催する防災訓練に参加するなど、日頃から災害の発生に備えた訓練を実施しております。

中島 篤議員

過日、私ども文教警察常任委員会として機動隊に視察にまいりました。激励さらには見学に行かせていただいたわけですが、増村隊長の指揮のもとで、大変若い隊員といたしますか警察官がその訓練をされているのを見まして、その私たちの委員の中から、こういう若い人が一所懸命命がけで守ってくれる訓練をしてきている。日本もまんざらではないな。こんな言葉も聞いて、大変頼もしくも思った次第であります。

やはりそれぞれ訓練をする中で、私などはちよっと感じたこと

は、一、二年であれだけの訓練成果が出るということは、隣国において韓国は兵役を二年与えているわけですが、あれを見るときに、訓練というものは必要だなということをも自分自身では感じました。それは兵役がどうのと言うと問題がありますから、何らかの形の中の、国民がある時期にそうした訓練をするということも、これからは危機対策の中では必要ではないのかなというふうに感じた次第であります。

最後にお聞きをいたしますが、こうした有事を含め、いま、警察では大変それぞれ、機動隊であったりそれぞれの対策室を持つたりしてやっていただいているわけですが、先ほどお話をさせていただいた自衛隊、さらには消防、さらには行政、こうしたものの連携といえますか、やはり日頃の図上訓練であったり、それから実際の訓練というものは私は必要だというふうに思っておりますけれども、本部長の御見解をお聞きしたいと思います。

折田康徳警察本部長

ただ今、議員御指摘になられたようなそういう行政との連携ということは大変重要であるというふうに私も感じております。県の警備二課がこのような問題を所掌しておりますけれども、日頃から群馬県の危機管理室と緊密な連携を図っております。

例えばサミットの際の事前準備ですとか、もしくは災害時の事前の会議ですとか、そのような会議のようなものは頻繁に図っております。情報交換または認識の共有に努めておりますし、また訓練の面でも、私どもは毎年この群馬県総合防災訓練、または、ぐんまの防災展というようにところに参加しまして、県、自衛隊

関係機関との連携を強化しております。今後とも、県、また自衛隊との連携につきましては一層緊密になるように努力してまいりたいと考えております。

◎議案の委員会付託

上程中の第百十七号議案から第百四十号議案及び承第三号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月十日から十二日、十五日から十八日の七日間は、委員会審査等のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（十二月十九日）

◎追悼行事

故金子一郎議員に対する小野里光敏副議長の追悼の言葉

◎諸般の報告

安全・安心なくらし特別委員会の副委員長互選結果について、松本耕司議員が選任されたことを報告

◎議会運営委員会委員の選任

岩井 均議員を選任することに決定

◎第百十七号から第百四十号までの各議案及び承第三号並びに各請願を議題とした委員長報告

村岡隆村厚生文化常任委員長、狩野浩志環境農林常任委員長、織田沢俊幸産業経済常任委員長、橋爪洋介県土整備常任委員長、中島 篤文教警察常任委員長、新井雅博総務企画常任委員長、長谷川嘉一行財政改革特別委員長、岩井 均地域活性化対策特別委員長、関根園男安全・安心なくらし特別委員長、中沢丈一県有地等の取得・処分に関する特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があつた

○狩野浩志環境農林常任委員長（概要）

初めに、環境森林部関係であります。地球温暖化対策については、より積極的な意識を持つて取り組む必要があるとの意見が述べられ、部局横断的な取組や、総合的な調整を行う庁内体制の必要性について議論が交わされました。

次に、高崎市榛名町に計画されている管理型産業廃棄物最終処分場について、平成十八年に事前協議書が提出され、建設反対の請願が採択されておりますが、その後の経過や計画地の状況が質疑され、早い段階から事業計画者の経営基盤や経歴等を調査するなど、当局の主體的な調査について言及されました。

また、地元住民が反対する中、許可申請書が提出された場合の県の対応が問われ、今後の十分かつ慎重な審査が求められました。次に、農政関係ですが、現在大詰め協議が続くWTO農業交渉について、現案で妥結された場合の県内農業への影響が質疑され、特にコンニャクが重要品目から外れた場合には壊滅的な打

撃を受けることが予想されることから、国への要請活動を引き続き行うとともに、緊急対策について当局の見解が求められました。続いて、農産物の販売促進については、ぐんま総合情報センターでのPR活動や県内生産者に対する輸送費への支援策について質疑されるとともに、学校給食への地場産農産物の利用を促進するため、地元農産物を安定して利用できる体制づくりが要望されました。

○長谷川嘉一行財政改革特別委員長（概要）

初めに、まず指定管理者制度について、これまでの取り組みにおける問題点や課題について見解が求められるとともに、二十年度末で指定期間が終了する施設の指定管理者候補者の選定に関しては、応募団体が少ないとの意見をはじめ、制度の周知が十分でなかったのではないかと、応募団体がなかった場合の対応はどうなるのか、選定委員会の委員に利用者代表を入れてはどうか、など各般にわたり質疑されました。

中でも、指定管理者候補者に公社・事業団が含まれていることに関し、県職員及びOBの役員就任状況や公社等の税負担について質疑され、基本的に指定管理者は民間から選定すべきではないかとの意見が述べられました。

次に、公共施設のあり方検討委員会で見直しの対象となっている昆虫の森や天文台について、検討委員会での議論や、施設を活かすための取り組みについて質されたほか、特に昆虫の森については、所管部局の見直しを検討すべきではないかとの意見がありました。

続いて、自動車税の集合納付について、全体に占める割合や収納の状況が質されるとともに、県税務職員の市町村への派遣制度について、その実績が質されたほか、同制度に対する市町村の評価について当局の見解が求められ、併せて制度運用について、積極的に取り組むよう要望されました。

○岩井 均地域活性化対策特別委員長（概要）

初めに、百年に一度の危機とも言われる経済情勢を踏まえ、中小企業の資金繰りに保証制度がどのように機能しているかが質され、制度融資や保証の状況について、審査処理期間や保証承諾率などが問われるとともに、本当に資金を必要としている中小企業に制度融資が利用されているか質疑されました。

特に、経営サポート資金の融資の状況については、保証承諾率が今年の九月から十一月にかけては九九・四％という極めて高い状況にあり、信用保証協会に保証要請を行う以前に、金融機関が事前協議しているのではないかとの指摘がなされました。

さらには、経営破綻した建設業者関連の融資の状況について質疑されました。

続いて、農業面については、農地転用を厳格に行うことの農業活性化への影響や、飼料用米・飼料用稲の生産者への支援策、さらには豊かな村づくり全国表彰で農林水産大臣賞を受賞した団体など、頑張っている地域のPR方法などが質疑されました。

また、社会資本整備面については、中毛地域では国道五〇号線バイパス、西毛地域では国道四六二号線の線形改良などの奥多野地区の道路整備、北毛地域では八ッ場ダム関連の国道一四五号線

バイパスの進捗状況、東毛地区では八重笠道路の整備など、各地の整備状況について質疑されました。

◎討論

リベラル群馬 後藤克己 一部反対の討論
のぞみ 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第二十号議案 八ッ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書

議第二十一号議案 道路特定財源の「一般財源化」に関する意見書

議第二十二号議案 県議会議員の政治倫理の確立に関する決議

議第二十三号議案 地方議会の議決事項に関する財産の取得又は処分に係る金額要件等の見直しを求める意見書

◎提案説明を省略し、討論

リベラル群馬 関口茂樹 一部反対の討論
自由民主党 久保田順一郎 賛成討論

民主党改革クラブ 石川貴夫 一部反対の討論
のぞみ 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各発議案は原案のとおり可決

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第四百二十二号議案 平成二十年度群馬県一般会計補正予算（第五号）

◎提案説明

○大澤正明知事

今回の追加提出議案は、予算関係一件であります。

一般会計の補正予算は、県議会の前橋市・勢多郡選挙区におきまして欠員が二名となったことから、補欠選挙を実施する必要が生じたため、これに要する経費を計上しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

本議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

・式辞

腰塚 誠議長

・全国都道府県議会議長会表彰状伝達

腰塚 誠議長

中村紀雄議員（在職二十年以上）

・群馬県議会顕彰状授与

腰塚 誠議長

中村紀雄議員（在職二十年以上）

・知事感謝状贈呈

大澤正明知事

中村紀雄議員（在職二十年以上）

・祝辞

中沢丈一議員

・謝辞

中村紀雄議員

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案二十九件（うち可決二十九件）

委員会・議員提出議案四件（うち可決四件）

二 請願の審査状況

請願五十二件（うち採択十三件、一部採択三件、審査未了

六件、継続審査三十件）

第四十六項 平成二十一年二月定例会

平成二十一年二月定例会概括表

2月23日	2月17日	月日					
<p>人事委員会の意見書の配付 予算特別委員会正副委員長互選結果報告</p>	<p>議案提出書朗読 補欠選挙依頼通知書の朗読 業団地造成組合議会議員の送付書及び前橋工業団地造成組合議会議員の補欠選挙</p>	<p>開会に先立ち群馬交響楽団による演奏 新議員の紹介 新入者の紹介 議員の辞職許可の報告 委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配付</p>	<p>諸般の報告・紹介</p>	<p>選挙・指名</p>	<p>上程議案</p>	<p>質疑・一般質問・討論の状況</p>	<p>委員長報告・議決・その他</p>
<p>予算特別委員会委員の選任</p>	<p>議案の送付書及び前橋工業団地造成組合議会議員の補欠選挙</p>	<p>指名 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任 前橋工業団地造成組合議会議員の補欠選挙</p>	<p>第一号議案 第九五議案 承第一号議案</p>	<p>第一号議案 第九四号議案 承第一号</p>	<p>一般質問 久保田順一郎 答弁 大澤知事 中山総務部長 柿沼産業経済部長 一般質問 川瀧県土整備部長 答弁 南波和憲 一般質問 福島教育長 下城健康福祉部長 答弁 岩上憲司 一般質問 稲山副知事 中山総務部長 答弁 大澤知事 柿沼産業経済部長 一般質問 久保田務 答弁 大澤知事 林農政部長 柿沼産業経済部長 一般質問 あべともよ 答弁 大澤知事 福島教育長 大平警察本部長 一般質問 福重隆浩</p>		

2月26日	2月24日	
<p>第一号議案 第九四号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第九四号議案 承第一号</p>	
<p>答弁 大澤知事 小川生活文化部長、入沢環境森林部長、柿沼産業経済部長 一般質問 井田 泉 答弁 大澤知事 福島教育長 大平警察本部長 下城健康福祉部長 入沢環境森林部長 川瀧県土整備部長 一般質問 塚越紀一 答弁 大澤知事 福島教育長 入沢環境森林部長 川瀧県土整備部長 一般質問 萩原 渉 答弁 大澤知事 稲山副知事 杉原教育委員 会長 林農政部長 川瀧県土整備部長 田村危機管理監 榊澤観光局長 一般質問 星名建市 答弁 大澤知事 福島教育長 大平警察本部長 石田企画部長 小川生活文化部長 下城健康福祉部長 川瀧県土整備部長 一般質問 橋爪洋介 答弁 大澤知事 高山選挙管理委員会委員長 入沢環境森林部長 川瀧県土整備部長</p>	<p>答弁 大澤知事 小川生活文化部長、入沢環境森林部長、柿沼産業経済部長 一般質問 井田 泉 答弁 大澤知事 福島教育長 大平警察本部長 下城健康福祉部長 入沢環境森林部長 川瀧県土整備部長 一般質問 塚越紀一 答弁 大澤知事 福島教育長 入沢環境森林部長 川瀧県土整備部長 一般質問 萩原 渉 答弁 大澤知事 稲山副知事 杉原教育委員 会長 林農政部長 川瀧県土整備部長 田村危機管理監 榊澤観光局長 一般質問 星名建市 答弁 大澤知事 福島教育長 大平警察本部長 石田企画部長 小川生活文化部長 下城健康福祉部長 川瀧県土整備部長 一般質問 橋爪洋介 答弁 大澤知事 高山選挙管理委員会委員長 入沢環境森林部長 川瀧県土整備部長</p>	<p>答弁 大澤知事 小川生活文化部長、入沢環境森林部長、柿沼産業経済部長</p>
<p>答弁 村岡隆村 文化部長 下城健康福祉部長 小川生活文化部長 早川昌枝 一般質問 小出病院副管理者 答弁 大澤知事 織田沢俊幸 一般質問 石田企画部長 林農政部長 大澤知事 柿沼産業経済部長 一般質問 塚原 仁 答弁 福島教育長 中山総務部長 小川生活文化部長 川瀧県土整備部長 一般質問 金田克次 答弁 小出病院副管理者 下城健康福祉部長 柿沼産業経済部長</p>	<p>休会の議決</p>	

3月18日	3月5日	2月27日
<p>行財政改革特別委員会正副委員長互選結果報告 議案提出書朗読</p>	<p>追加議案の送付書及び修正案修正依頼書朗読</p>	
<p>議案第三号議案 議案第四号議案 議案第五号議案 請願 第九六号議案 第八二号議案 第六〇号議案 第一号議案</p>	<p>第九六号議案（追加） 第六一号議案 第八一号議案 第八三号議案 第九四号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第九四号議案 承第一号</p>
<p>委員長報告に対する討論 大沢幸一 一部反対の討論 久保田順一郎 賛成討論 早川昌枝 一部反対の討論 黒沢孝行 一部を除く賛成討論 福重隆浩 賛成討論 議案第三号議案に対する討論 角倉邦良 反対討論 織田沢俊幸 賛成討論</p>	<p>一般質問 須藤昭男 答弁 大澤知事 福島教育長 大平警察本部長 小川生活文化部長 川瀧県土整備部長 一般質問 今井 哲 答弁 大澤知事 福島教育長 石田企画部長 川瀧県土整備部長 榊澤観光局長 一般質問 大林俊一 答弁 小川生活文化部長 下城健康福祉部長 林農政部長 川瀧県土整備部長 一般質問 後藤 新 答弁 大澤知事 狩野浩志 一般質問 狩野浩志 答弁 大澤知事 入沢環境森林部長 柿沼産業経済部長 川瀧県土整備部長</p>	<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>
<p>委員長報告 第一号議案、第六〇号議案、第八二号議案及び第九六号議案、修正可決及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定 議案第二号議案及び議案第四号議案、原案のとおり可決 県有地等の取得・処分に関する特別委員長報告 議案第三号議案、原案のとおり可決</p>	<p>追加議案の委員会付託 第六一号議案の訂正を許可 委員長報告 第六一号議案、第八一号議案、第八三号議案、第九四号議案及び承第一号は委員長報告のとおり可決及び承認 休会の議決</p>	

第五号議案	平成二十一年度群馬県農業災害対策費特別会計 予算	第二十号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に 関する条例の一部を改正する条例
第六号議案	平成二十一年度群馬県国有模範林施設費特別会 計予算	第二十一号議案	群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例
第七号議案	平成二十一年度群馬県小規模企業者等設備導入 資金助成費特別会計予算	第二十二号議案	群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例
第八号議案	平成二十一年度群馬県用地先行取得特別会計予 算	第二十三号議案	群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例
第九号議案	平成二十一年度群馬県収入証紙特別会計予算	第二十四号議案	群馬県県税条例の一部を改正する条例
第十号議案	平成二十一年度群馬県林業改善資金特別会計予 算	第二十五号議案	群馬県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改 正する条例
第十一号議案	平成二十一年度群馬県流域下水道事業費特別会 計予算	第二十六号議案	群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を 改正する条例
第十二号議案	平成二十一年度群馬県公債管理特別会計予算	第二十七号議案	群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正 する条例
第十三号議案	平成二十一年度群馬県中小企業振興資金特別会 計予算	第二十八号議案	群馬県情報公開条例等の一部を改正する条例
第十四号議案	知事等の給料の特例に関する条例	第二十九号議案	群馬県個人情報保護条例等の一部を改正する条 例
第十五号議案	群馬県職員の給与の特例に関する条例	第三十号議案	群馬県感染症診査協議会条例の一部を改正する 条例
第十六号議案	ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に 関する条例	第三十一号議案	人にやさしい福祉のまちづくり条例の一部を改 正する条例
第十七号議案	群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律 関係手数料条例	第三十二号議案	勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編 入する処分及び多野郡吉井町を廃し、その区域
第十八号議案	群馬県立女子大学条例の一部を改正する条例		
第十九号議案	群馬県立女子大学の授業料等に関する条例の一		

	を高崎市に編集する処分に伴う関係条例の整理に関する条例	第四十五号議案	群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
第三十三号議案	群馬県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	第四十六号議案	群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
第三十四号議案	群馬県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	第四十七号議案	群馬県土地開発基金条例を廃止する条例
第三十五号議案	群馬県繊維維工業試験場手数料条例の一部を改正する条例	第四十八号議案	群馬県自転車競走実施条例を廃止する条例
第三十六号議案	群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第四十九号議案	多野郡吉井町を廃し、その区域を高崎市に編入することについて
第三十七号議案	群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	第五十号議案	群馬県教育振興基本計画の策定について
第三十八号議案	群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例	第五十一号議案	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
第三十九号議案	群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	第五十二号議案	下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担について
第四十号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	第五十三号議案	包括外部監査契約の締結について
第四十一号議案	群馬県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例	第五十四号議案	平成二十一年度群馬県電気事業会計予算
第四十二号議案	群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第五十五号議案	平成二十一年度群馬県工業用水道事業会計予算
第四十三号議案	群馬県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	第五十六号議案	平成二十一年度群馬県水道事業会計予算
第四十四号議案	群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	第五十七号議案	平成二十一年度群馬県団地造成事業会計予算
		第五十八号議案	平成二十一年度群馬県駐車場事業会計予算
		第五十九号議案	群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例
		第六十号議案	平成二十一年度群馬県病院事業会計予算
		第六十一号議案	平成二十一年度群馬県一般会計補正予算(第八号)
		第六十二号議案	平成二十一年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算(第一号)

第六十三号議案	平成二十年度群馬県農業災害対策費特別会計補正予算（第一号）	第七十六号議案	群馬県妊婦健康診査支援基金条例
第六十四号議案	平成二十年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第一号）	第七十七号議案	群馬県安心こども基金条例
第六十五号議案	平成二十年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算（第一号）	第七十八号議案	群馬県ふるさと雇用再生特別基金条例
第六十六号議案	平成二十年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第一号）	第七十九号議案	群馬県緊急雇用創出基金条例
第六十七号議案	平成二十年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第三号）	第八十号議案	ぐんまこどもの国児童会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第六十八号議案	平成二十年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第一号）	第八十一号議案	群馬県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
第六十九号議案	平成二十年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第四号）	第八十二号議案	指定管理者の指定について
第七十号議案	平成二十年度群馬県電気事業会計補正予算（第一号）	第八十三号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第七十一号議案	平成二十年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第二号）	第八十四号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第七十二号議案	平成二十年度群馬県水道事業会計補正予算（第一号）	第八十五号議案	地方財政法第二十七条の規定による市村の負担について
第七十三号議案	平成二十年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第二号）	第八十六号議案	地方財政法第二十七条の規定による市の負担について
第七十四号議案	平成二十年度群馬県病院事業会計補正予算（第二号）	第八十七号議案	地方財政法第二十七条の規定による市の負担について
第七十五号議案	群馬県消費者行政活性化基金条例	第八十八号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
		第八十九号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町の負担について
		第九十号議案	土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について

第九十一号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町の負担
について

第九十二号議案 下水道法第三十一条の二の規定による市町村の
負担の変更につて

第九十三号議案 請負契約の変更について

第九十四号議案 訴えの提起について

第九十五号議案 監査委員の選任について

承 第 一 号 専決処分承認について

◎提案説明（概要）

○大澤正明知事

昨年から世界的な金融危機は、我が国の経済にも大きな影響を及ぼしております。景気は急速に悪化し、企業収益は大幅に減少しております。こうした景気の影響を受け、平成二十一年度の本県の県税収入は、法人関係税を中心に大幅な減少が見込まれるとともに、財政調整基金や減債基金からの繰入金は、基金残高が減少していることから六十億円減少しています。

こうした厳しい財政状況ではありますが、景気や雇用情勢が悪化している今こそ、群馬県の将来の発展を見据えて思い切った対策を講じ、県民が安全で安心して暮らせるよう全力を尽くして取り組んでいかなければならないと考えます。

そのため、平成二十一年度当初予算では、「県政改革の一層の推進」、「県民生活の安心・安全の確保」、「県内経済の活力向上」の三つの柱を中心に、景気対策、雇用対策にしっかりと取り組み、また、マニフェストであるはばだけ群馬構想の実現に向けて着実

な前進を図ることといたしました。

平成二十一年度当初予算の総額は六千六百十億七千三百万円といたしました。平成二十年度に比べ一・一％増の積極型予算としたところであります。

それでは、予算の三つの柱に沿って重点施策について申し上げます。

まず、「県政改革の一層の推進」であります。

厳しい財政状況の中、歳入を少しでも多く確保して、財政基盤の安定を図るために、積極的に自主財源の増額・確保を図ります。ネーミングライツを新たに群馬県民会館と敷島公園野球場で導入するとともに、県庁舎内や県の公用車に公告を募集します。

利用予定のない県有地は売却や有料駐車場などの活用を図るほか、自動販売機の設置に公募方式を導入して貸付料の増収を図ってまいります。

歳出面では、職員数の削減や事業評価を通じたすべての事業の見直しについて徹底した取り組みを行いました。県有施設の運営については、公共施設のあり方検討委員会中間報告を踏まえて見直しを実施いたしました。

次に、県有財産の取得・処分の見直しについてであります。土地開発基金については、多くの未利用地を抱える一方で、基金を活用した用地先行取得の必要性が薄れていることから、平成二十一年度末をもって廃止することといたしました。また、土地開発公社については、新たな用地取得業務を停止することとし、早期解散に向けて準備を進めます。

二つ目の柱は、「県民生活の安心・安全の確保」であります。

子どもの医療費無料化については、十月から市町村と協調して入院、通院ともに中学校卒業までに拡大することといたしました。所得制限や一部負担金を設けない方式での実施は、都道府県レベルでは全国初めての取り組みとなりました。

群馬大学と共同で整備を進めている重粒子線治療施設については、二十一年度内にいよいよ治験が開始されることになりました。また、ドクターヘリを通年で運航するほか、新型インフルエンザに対応したタミフルや感染防護資材等の備蓄、機器の整備を進めてまいります。

次に、教育の振興についてであります。さくらプランについては、今年度小学校一・二年生の三十人以下学級に続き、新年度では三・四年生で三十五人以下学級を実現することといたしました。

第三の柱は、「県内経済の活力向上」であります。

まず第一に、県内景気の早期回復を図らなければなりません。そのために、県独自の取り組みとして緊急の経済対策を実施し、地域経済の活性化を図ってまいります。中小企業が元気になることで雇用の確保にもつながっていくと考えております。

まず、公共事業については、前年度比二・五%増の九百四十八億円を計上いたしました。このうち単独公共事業は九・六%の大幅な増額としております。また、補助公共事業については、二月補正予算に計上した国の補正予算関連事業と一体的に事業の進捗を図ることとし、これを合算すると、前年度を上回る予算額を確保しております。

新たな取り組みとして、汚水処理人口普及率を飛躍的に向上さ

せるために、市町村が行う公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備に対する県の補助制度を大幅に拡充いたします。道路の整備では、県内の高速道路網を補完する七つの交通軸整備の促進を図ってまいります。また、舗装のひび割れ等が特に進んでいる観光道路や生活道路の緊急補修を実施いたします。

続いて、雇用対策についてであります。雇用の確保は最重要課題であり、まず国や市町村、関係団体と連携して、総合的な対策を講ずるための組織として雇用対策本部を立ち上げます。また、二月補正でふるさと雇用再生特別基金と緊急雇用創出基金の二つの基金を総額六十億円の規模で設置し、県と市町村が民間企業への委託事業等を行うことにより、平成二十三年度までに約四千三百人の雇用を創出いたします。

さらに、求職者の生活・就労相談の窓口として、ぐんま求職者総合支援センターを新たに設置するほか、若者やシニア、女性、障害者などに対する支援にもきめ細やかな取り組みをいたしました。

平成二十一年度の予算関係では、このほか、特別会計予算案十二件、企業会計予算案六件を提出しております。事件議案としては、知事等の給料の特例に関する条例など四十一件を提出しております。

◎意見の聴取

第十五号、第二十二号、第二十三号及び第四十号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎第九十五号議案は委員会付託を省略し、採決
本議案は原案に同意することに決定

◎発議案の付議（職員朗読）
議第一号議案 特別委員会の設置について

◎提案説明を省略し、採決
議第一号議案は、原案のとおり可決

◎前橋工業団地造成組合議会議員の補欠選挙
山本 龍議員 当選

◎請願の委員会付託
二月十日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決
二月十八日から二月二十日までの三日間は、議案調査のため
本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（二月二十三日）

◎諸般の報告

第十五号、第二十二号、第二十三号及び第四十号の各議案に

ついて、群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎特別委員会委員の選任
予算特別委員会委員については、名簿のとおり指名し、選任
することに決定

◎諸般の報告
予算特別委員会の正副委員長互選の結果報告

◎一般質問（第一号から第九十四号までの各議案及び承第一号を
議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 久保田 順一郎

1 平成二十一年度当初予算について

2 景気対策と雇用対策について

3 子供の医療費の無料化について

4 医師確保について

5 七つの交通軸構想等について

二 自由民主党 南 波 和 憲

1 塩漬け県有地の処分について

2 中核市への移行について

3 競技スポーツの振興について

4 介護職員の確保と今後の特養施設整備について

5 指定管理者制度について

6 八ッ場ダム建設事業と上信自動車道について

三 リベラル群馬 岩 上 憲 司

1 財政規律について

2 農林業の振興について

3 群馬県のイメージアップ推進について

4 前橋赤十字病院について

5 定額給付金について

四 民主党改革クラブ 久保田 務

1 平成二十一年度当初予算案について

2 農業後継者の育成について

五 爽 風 あ べ ともよ

1 高齢者の交通安全対策について

2 さくらプランの非常勤講師の常勤化について

六 公 明 党 福 重 隆 浩

1 マニフェストについて

2 制度融資について

3 少子化対策について

4 文化振興基本条例の制定について

5 環境施策について

南波和憲議員

次に、新型特養に導入されたユニットケアをどのように考えているかお伺いしたいと思います。

私は、残念ながらユニットケアをあまり評価しておりません。特養事業として、これまで二つ失敗があったというふうに言われています。そのひとつは、天井走行クレーンを利用して介護を機械化しよう。各特養に鳴り物入りで配備されたんですけども、これは操作性の悪さによって介護職員から見向きもされませんでした。

二点目の失敗は、徘徊者のための口の字型に配置された回廊型と呼ばれる特養です。自由に、そしてエンドレスに徘徊ができるようになるというふうなことでつくられたんですけども、入所者に混乱を招き過ぎまして、認知症の方への介護に全く役立ちませんでした。そして、作業動線が長くなった故に職員が疲れたというだけのことでした。

今言われている三番目の失敗というものが、このユニット型特養ではないかというふうに言われています。ユニットケアというものは、入所者の人権、人格を尊重して、そういうことから個室を中心に行っていくわけですから、個室に入った入所者は、職員と接する時間が短くなって孤独感を募らせる結果となりますし、介護職員のためにもなっていません。

ユニットケアでは、おおよそ十人の方をひとつのユニットとして見ていくわけです。二・五対一の介助割合ですから、おおよっぱに介護職員の配置から言いますと、一つのユニット四人というふうなことになります。このうち一人が夜勤をします。または夜勤明けになります。週休二日ですから一人は休んでいます。休暇

を取っていますので、残った人は日中二人で介護をする。十六時間勤務ですから、夜勤の方が朝早くと夜遅くの部分は手伝ってくれるにしましても、一人勤務の時間が非常に長くなっている。それによって、この人数で十人の介護を行っていくわけですので、入所者への個別対応は非常に難しくなり、その重労働ぶりというのは容易に想像できるものです。

さらに、夜勤では決定的な問題があります。昼間の介護においては、職員も入所者も各ユニットの中で勤務し、生活をしていきます。ところが、夜勤は二つのユニットで一人の職員が行っていきます。入所者の癖だとか体調だとか、名前すらわからない、そうしたお年寄りを夜勤の時だけ、こっちのユニットの人がこっちまで一緒に見るわけですから、そういうふうなことで若い職員の不安が非常に大きくなります。従来型特養では、夜勤は五十人を二人で見るとすけれども、ベテランと新人を組み合わせて見るということができるものですから、何とかやっていくことができます。

ユニットケアでは、従来型に比べて夜勤の数が増えてきます。そうしたことから職員の体管理はより難しくなります。意欲を持って入ってきた職員が、十分な職場実習を受けることができないうままで、絶望の中で離職していきます。ユニットケアを行う中で、ツーユニットを一体とした介護を認めることはできないものだろうか。日本中で最も模範的と言われている施設は函館旭ヶ岡の家ですけれども、そこでもグループケアとして行っているものです。今後の計画において、県として何らかの方策を考えていただきたいと思うんですが、部長はユニットケアについていかがお考

えでしょうか。

下城茂雄健康福祉部長

今議員が御指摘のとおり、ユニットケアは施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位、いわゆるユニットといたしまして、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行おうとするものでございまして、全室個室の整備と相まって、これまでの集団処遇型のケアから個人の自立を尊重したケアへの転換を図ろうとするものであります。

ユニットケアのメリットといたしましては、第一に、個室であることから、それまで自宅で利用していた家具などを持ち込むことができまして、個性やプライバシーが確保された家庭的な生活空間を持つことができるということ。第二に、家族も気兼ねなく入居者を訪問するようになりまして、家族関係が深まることにもつながること。第三に、個室の近くに交流できる空間を設けることによりまして他の入居者との良好な人間関係が築けて、相互の交流が進むことによりまして入居者のストレスが減るといふこと。第四に、インフルエンザ等の感染症の感染防止の効果、そういったものなどが期待されているところでございます。

しかしながら、一方ではデメリットといたしまして、議員御指摘のとおりでございますけれども、第一に、全室個室になることによりまして、入居者によっては孤独感や不安感を抱くおそれがあるということです。第二に、基準を上回る人員配置、あるいは職員の資質によるケアの差が生じるおそれがあるということ。第三に、低所得者対策はございますけれども、いわゆるホテルコス

ト、居住費などの負担が大きいことなどの問題があるということも指摘されているところがございます。

いずれにいたしましても、メリット、デメリットというのはあるわけでございますので、今後の考え方といたしましては、いろんな形があつていいというふうに考えております。それぞれの状況に応じまして、いろんな形で介護をしていただくということがいいのではないかと考えております。今後は施設を利用する高齢者、あるいは保険者でございます市町村等の意向にも配慮した施設整備を推進してまいりたいというふうに考えております。また、現在進められております七百床整備におきましても、従来の多床型で整備をしているところもございます。

南波和憲議員

ユニットケア導入の理由というのはそういうことですか。違うんじゃないんですか。実は個室にすることによって、ホテルコストを余計取れるようになるということなんじゃないんですか。また、それと同時に、新築時の補助金を削るための手段だったんじゃないんですか。それによってどれほどに職員が苦労するようになったか。ユニットケアというのが、現状において若手職員が入ってきて、やめていっている一番の原因だと思ふんですよ。その部分というのはしつかりとらまえていかないと、介護職員を確保していくためには、ああします、こうしますなんていうことを言つてたつてできないと思ひますよ。ぜひ、そうした意味で、ユニットケアというものをしつかりと見つめてもらいたいと思ふんです。

久保田務議員

農政部長にお尋ねします。派遣切り等で大量の離職者が出て、その受け皿として、慢性的な人手不足状態にある介護事業と並んで、今、農林漁業が注目されています。今朝も新聞で研修の件が載つておりましたけれども、十四日だったですか、農業新聞によれば、京都府では農林業で六千六百人の雇用創出に向けて、県独自に五十二億円を用意することです。農村整備、森林伐採、森林間伐のほか、新たに農業ビジネスなどを起こすなどして雇用機会を増やす。都道府県による雇用の創出事業としては全国最大規模と。これは京都府が言っているだけなんですけれども。その中にいろんなメニューがありますが、中高年の就農希望者への研修制度や、若者、後継者へは五年間の営農継続を条件に農林大学の学費を全額免除するというようなこと等々がございました。このように全国の自治体、都道府県も市町村も、農林業への就農を誘導する施策や、農林業に関係する新ビジネスでの雇用創出策を展開しているわけですけども、まず本県の現状と取り組み、そして見通しについてお聞かせください。

林 宣夫農政部長

県といたしましては、農業後継者の担い手不足、あるいは高齢化が進む中で、現在の状況を就農意欲のある優秀な人材を農業分野に受け入れていく、ひとつの機会ではないかというふうな基本的に考えております。国では、平成二十年度の二次補正予算で農の雇用事業、これは十六億六千万円ほどの予算化をしているん

ですけれども、この事業では、農業法人などが新たに就業希望者を雇用して研修を実施する場合に、研修に係る費用の一部を助成するものでございます。県では、これを受けまして、二月三日に県、県農業会議、県農業公社に緊急就農相談窓口を開いたしまして、農の雇用事業に関わる相談や雇用情報の提供、収集のほか、就農に関する様々な相談に現在対応しているところでございます。現在までの求職関係の相談件数は二十七件、求人関係の相談件数は園芸や畜産部門を中心に十二件となっております。

本県の新規就農者は、平成十三年以降百五十人前後で推移しているところでございますが、農業法人などに就職をする、いわゆる雇用就農が園芸や畜産部門を中心に増加傾向にあります。昨年来の他産業における離職者の増加で、今後もしわゆる雇用就農が増加すると見込まれておりまして、農業に意欲的に取り組もうとしている人材を一人でも多く雇用就農に結びつけられるよう県としても努力をしていきたい。そんなふうを考えております。

久保田務議員

ありがとうございます。生産法人とか農業関連ビジネスとか、そういったところでの雇用就農ということは大いに結構なんだろうと思うんですが、肝心の農業そのものの方についてなんですけれども、御案内のとおり、農業というのは、基本的には一年一作でありますから、他産業のように短期的な就農というのはあり得ないんじゃないかと私は思っているんです。

そういった中で、農村の三十年以上の課題であります後継者の不足、深刻な農業・農村の疲弊の中で、今、安定的かつ継続的な

農業そのものへの就農を実現するチャンスには違いないというふうに思っています。

その中で、今回のように緊急避難的に、介護とか農業だと仕事があるよ、派遣切りになったのならちよつとこつちに来ませんかというようなことではなくて、もっと長い目で見ていかないと、そういう短期的な雇用を農業の場に持ち込むということは、かえって混乱をもたらすのではないかなと思うんですが、部長の見解をお願いいたします。

林 宣夫農政部長

議員お話の緊急避難的な雇用、これについては、基本的な認識は私も同じような認識を持っております。技術と経験が必要な農業では、現在でも通年的な雇用であるとか季節的な雇用を計画的に実施している場合が多く、今回のような緊急避難的な短期雇用には基本的には向かない産業ではないかというふうな基本的な認識はございます。

お尋ねの安定的、継続的に就農を進める就農対策につきましては、今あるいろんな制度を使いまして、長期的な視点に立って就農のための各種施策を実施していきたいと考えております。

具体的には、平成二十年度に県単独の事業で創設いたしました、新規参入希望者が技術であるとか経営を先進農家で習得するための就農留学の制度、それと先ほど御説明申し上げました国の政策であります農の雇用事業、こういった事業によりまして就農希望者を自立経営であるとか雇用就農に誘導して、最終的に農業の担い手として定着できるように、技術支援、経営支援、そ

うものをやりながら、少し時間をかけてでも就農まで誘導していくような政策をとっていききたいと考えております。

久保田務議員

榛の木祭というのがございますよね。あそこにちよつと顔を出させていただいて、今、一所懸命農業の勉強をして、本当にやりたい。ただ、農業の場合は土地がないとできないわけですね。雇用とか集団とかはいいのでしょうかけれども、本当に自分で始めていきたいという人の場合には、今、いろんな規制があるわけですからけれども、要するに、今は農地を所有していない、意欲がある、農業をやりたい、そういうところまで今回の対策の中でウイングを広げていく、そういうお考えはございますか。

林 宣夫農政部長

就農希望の方が実際に農業につく段階には、技術があり、経営手法の取得があり、資金、農地を取得する、そういうふうないろいろなハードルがございます。先ほど例として申し上げました就農留学制度というのは、基本的には、既に経営的に立派な経営をされている農家の方のお宅で一年間研修する傍ら、技術、経営手法、あるいは地域の人たちとの融和、その間にまた自分の必要とする土地を探す、そういうふうなことをその研修の過程で条件づくりをしていく。その条件を満たした方々については、現在でも就農支援資金、いろいろな融資制度がございますので、そういうふうなものを利用していただいて、実際に経営を始める初期の資金として必要な資金については、県としても支援できる仕組みが

既に用意されておりますので、そういうものを組み合わせただ中で新規就農へ誘導していききたいと考えております。

本会議第三日（二月二十四日）

◎一般質問（第一号から第九十四号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 井 田 泉

- 1 群馬の犯罪対策について
- 2 特別養護老人ホーム整備等について
- 3 介護職員確保対策について
- 4 県央水質浄化センターにおけるPCB検出について
- 5 青少年の健全育成にもなう道徳教育について
- 6 さくらプラン・わかばプランについて

二 リベラル群馬 塚 越 紀 一

- 1 経済不況について
- 2 群馬県の汚水処理について
- 3 教育問題について
- 4 県と中核市の業務体制について
- 5 重粒子線治療補助制度について
- 6 多重債務者対策について

三 自由民主党 萩原 渉

- 1 道州制・地方分権・市町村合併について
- 2 地域コミュニティと小中一貫教育について
- 3 県の観光施策と群馬のイメージアップ戦略について
- 4 県有地の有効活用について
- 5 火山防災の危機管理について
- 6 八ッ場ダム事業について

四 ポラリスの会 星 名 建 市

- 1 企業や団体等と連携した施策について
- 2 群馬県パーキングパーミット制度について
- 3 県道整備について
- 4 上州くん安全・安心メールについて
- 5 限界集落について

五 自由民主党 橋 爪 洋 介

- 1 子どもの医療費無料化対象年齢引き上げについて
- 2 事業の見直しについて
- 3 財源確保について
- 4 県立榛名公園について
- 5 「はばたけ群馬・県土整備プラン」について
- 6 組織改正について
- 7 各種選挙における公開討論会について

橋爪洋介議員

三番、財源確保についてであります。

命名権（ネーミングライツ）の売却について、全国的には売れ残り傾向にあるという報道もありましたけれども、本県における導入状況と売却収入はどうか、御質問させていただきます。

大澤正明知事

公共施設の命名権、いわゆるネーミングライツの売却は、厳しい財政状況の中にあつて、新しい財源を確保するため、本県では今年度から導入をしたところであり、平成二十年六月から敷島公園陸上競技場において愛称を正田醤油スタジアム群馬として初めて導入し、さらに本年四月からは新たに群馬県民会館をベイシア文化ホール、敷島公園野球場を上毛新聞敷島球場として導入することとしております。

これらの施設の命名権売却で、平成二十一年度には三施設の合計で年間二千二百万円の収入を見込んでおり、県としては貴重な財源となつておられるところでございます。応募していただいた企業はいずれも地元企業であり、それぞれスポーツ、文化、芸術面などで地域社会への貢献という点も応募の動機としておられるところがあります。厳しい社会経済状況の中で応募していただいたことに感謝を申し上げます。今後、他の県有施設においても命名権の売却が可能なものについて導入を検討し、より一層の歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

橋爪洋介議員

まずは御契約いただいた企業様に感謝をし、また群馬という文

字に御配慮いただいたということも深く感謝いたします。渋谷区では全国初の試みで公衆トイレ十四カ所にも二十五団体の応募があったということでありますので、いろいろな施設が対象になるのかなど。人口集積なんかも非常に違いますし、状況は違うと思いますけれども、いろんな応用がきいてくるというふう考えておられますので、ぜひとも継続して御検討の方をお願いいたします。

また、県内のみどり市は、県よりも早く二〇〇七年にもう既にスタートをしている。グラウンドや新設の市民体育館等で実績を上げられている。

あともう一つ要望したいのは、私も平成十八年の地域活性化対策特別員会で命名権の件について触れさせていただいたんですけど、あれども、そのままになってしまったということで、現在に至っているということに対して少し不満を持っているわけでありまして。もう少し議会の発言というものにも真摯な対応をとっていただきたいなというのが私の感想であります。

続いて、同じ財源確保についてなんですけれども、ふるさと納税について、地方の財源確保のために政府が打ち出した目玉対策のひとつであるが、本県の実績と取り組み状況はどうか、お答えいただければと思います。

大澤正明知事

本県では、昨年の六月からぐんまふるさと納税の募集を開始し、現在まで五十一名の方から八十六件、百五十八万円の寄附の申し込みをいただいております。一月末現在の状況で本県の申込件数は全国で二〇位となっております。現在までの取り組み状況は、

県ホームページやメールマガジンにぐんまふるさと納税の記事を掲載しての協力呼びかけや、ぐんま総合情報センターや東京、大阪及び名古屋の各事務所でポスター、チラシ等により来所者へのPRを実施しておるところでございます。また、各地区の県人会等に会員への周知協力を依頼するとともに、随時職員がこれら団体の会合や高校、大学の同窓会など、本県とゆかりのある方々が集まる場所に出向きまして、ぐんまふるさと納税への協力を依頼しておるところでございます。

その他、特徴的な取り組みといたしましては、ぐんま総合情報センターのPRとあわせまして、九月に県職員による知人へのダイレクトメール作戦を行い、ぐんまふるさと納税への協力を依頼したほか、年末年始には県外から帰省した本県出身者に向けた広報を行ったところがあります。

今後の取り組みといたしましては、これまでの取り組みを引き続き行うとともに、新規の寄附者のみでなく、これまで寄附をいただいた方にも継続的に寄附をしていただけるような方策を検討してまいりたいと思っております。また、ぐんまふるさと納税に関するアイデアも寄せられており、今後その活用を図るほか、さらに工夫を重ねていきたいと考えております。

橋爪洋介議員

まだまだ件数は御報告いただいたとおりでありまして、全国で第二〇位ということでありまして。積極的に行っている県なんかですと、早くも八百とか、そういった件数に達しているわけでありましてけれども、その力の入れ加減かというふうにご考えております

が、私は、これは貴重な財源確保という面もそうなんですけれども、どちらかというと県外在住者の方に郷土愛を持っていただいて、あらゆる場で群馬を思ってもらう、ふるさとを思っていたいくということの方がプラス効果があるのではないのかなと考えているわけであります。

そして、先ほど知事が御答弁いただいた中に、リピーターというのでしょうか、寄附していただいた方に来年も、そして再来年もずっと寄附をしていただきたいという思いが当然あると思います。それが一番重要なかなと感じております。具体的にはまだこれから研究が必要かと思えますけれども、ちよつと御答弁いただければと思います。

大澤正明知事

今議員から御指摘がありましたけれども、ふるさと納税というのは、ふるさとを大切にしようという気持ちを尊重する制度であるのがスタートであった。そして、その趣旨を踏まえてどうするかというのが大切なことだと思っております。特にふるさと納税の場合、県もあらゆる角度で、県庁職員もダイレクトメールを出したり、努力してくれているんですけれども、私も東京で中学校の時の同窓会がありましたので行って話をしたら、生まれた町に出すという声はどうしてもあって、なかなか県というのはひとつ難しいなというのも事実あると思います。しかし、努力することは惜しまず取り組んだ中で、今議員が御指摘のとおり、継続的に寄附をしていただけることも大切なことでありますので、よく検討していきたいと思っております。

◎休会の議決

二月二十五日は議案調査のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（二月二十六日）

◎一般質問（第一号から第九十四号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 村岡隆村

- 1 雇用確保対策について
 - 2 地域医療の充実について
 - 3 要保護児童対策について
 - 4 少子化対策について
 - 5 指定管理者制度について
 - 6 新型インフルエンザ対策について
 - 7 地域振興の核としてのわたらせ渓谷鐵道への支援について
- 二のぞみ 早川昌枝
- 1 「戦後最悪の経済危機」の下での景気対策と新年度予算について
 - 2 増田川ダムの計画の見直しについて
 - 3 特別養護老人ホームの建設と待機者解消について

4 県立がんセンターの施設維持管理について

三 自由民主党 織田沢 俊 幸

1 台風、集中豪雨等の災害予防対策について

2 農業を取り巻く諸課題について

3 経済の活力向上対策について

4 地域づくり団体等に対する支援について

5 外郭団体の経営状況の議会への報告について

四 リベラル群馬 塚 原 仁

1 図書館振興について

2 新学習指導要領について

3 薬物乱用防止教育について

4 防災対策について

5 芸術・文化振興について

6 利根川新橋について

五 自由民主党 金 田 克 次

1 雇用状況と雇用の創出について

2 県立病院改革プランとがんセンターの充実について

3 知的障害者に対する自立支援について

早川昌枝議員

増田川ダムの計画の見直しについてお聞かせをいただきたいと思
います。知事は昨年二月の増田川ダムに関する私の質問に対し

て、費用対効果を詳細に検討する。取水計画が大幅に減ったのは
大きな環境変化であるので、これも詳細に検討する、確認すると
いうことでしょうか。それから安中市、富岡市とも協議するとお
約束をしておりました。その検討結果についてお聞きしたい
わけですが、御承知のように、富岡市の再評価委員会がダムから
の撤退を提言するというふうな報道がされておりました。

増田川ダム再評価委員会の協議結果というものが全議員に配ら
れたそうです。本当にその方向を目指して決意を固めたというこ
とだと思ふのです。これを読みますと、増田川ダムについては
上水道の余剰水があること、及び国の方針に基づく上水道との事
業統合が位置付けられることなどにより水源不足が解消されるこ
とから、再評価について統合的な協議を行った結果、委員会とし
ては増田川ダムの参加を見送ることに意思決定いたしましたとい
うふうになっているわけですね。

ここまで持ってくるには、安中市をはじめとする市民、運動を
粘り強く続けてきた関係者の皆さんの御努力があったということ
も、私はここで申し上げたいと思うのです。本当にそういう運
動を続けてきた皆さんに、この場をおかりして敬意と感謝を申し
上げたいと思ふのです。

こういう状況を踏まえて、知事の認識というか、どのように検
討してきたのかということをお聞かせいただければと思います。

大澤正明知事

昨年一月に安中市の上水道事業について増田川ダム参画量を日
量一万五千トンから五千トンに減量する旨、安中市から申し入れ

があったところでありまして、県といたしましては安中市の水需
要計画等の詳細を確認いたしましたところ、日量五千トンの新た
な水源確保は安中市の将来にとって必要不可欠であり、ダムへの
引き続きの参画とダムの早期整備の要望等の意見を伺ったところ
であります。

また、同じく増田川ダムに参画している富岡市水道事業につい
ては、市の設置する再評価委員会におきまして、先日、ダム参画
の見送りの答申がなされ、現在、富岡市において今後の対応方針
の検討が進められていると聞いております。

安中市のダム参画水量の大きな減量に加えまして、富岡市にお
いて水道事業のダム参画が見送られることとなりますと、ダム事
業の大きな環境変化となるわけでありまして、県の厳しい財政状
況も踏まえまして、本ダムの方向性については共同事業者であり
ます安中市との協議を進め、群馬県公共事業再評価委員会に早期
に再評価を実施していただくようと考えております。

早川昌枝議員

知事から前向きな御答弁がありましたけれども、さらにその安
中市は増田川ダムの必要性について、この間、企業誘致に関わる
工業用水の不足というふうの説明してまいりました。私はこの間
一貫して、トンネル湧水などの活用で十分賄えるのではないかと
いうことを質問してきましたけれども、もう一度パネルを使っ
たうえで、知事に増田川ダムの中止、凍結を求めたいと思いま
す。このパネルは、安中市の工業用水の給水実績と計画を示して
いるものです。当初実績の約三倍、最高に工業用水を使ったところ

の二倍というものが当初の計画でした。平成十九年度の再評価委
員会で出された資料は、実績の二倍近くも増えるというふうにな
っておりましても、実際には原計画とほとんど増えていない、
差は僅か三千トンという状況が読んでいただけると思うのです
ね。

次に、この増田川ダム建設計画におけるトンネル湧水の活用
状況を御説明申し上げたいと思います。湧水として安中が使っ
ているのは秋間トンネル、一ノ瀬トンネルです。秋間は湧水量の
六七％、一ノ瀬は湧水量の七〇％が安中で取水できるようなシ
ステムになっております。このグラフは二カ所の湧水を合計して作
成いたしました。湧水実績に基づく減水量は二％で推計しており
ます。再評価は平成十四年度、新規計画は平成十九年に作成して
おります。計画自体は毎年五％の減水率を推計しているわけです。

そこで、実績で見える減水率平均は一・二％ほど、減水率は縮小
傾向にあるわけです。上水道の運転年史というのがあります、
どのくらいの湧水を活用しているのかを出してみました。平成十
八年度の実績は、取水量のうち給水されているのは二つの湧水合
わせまして四四七〇トン、つまり二四八〇トンがまだ活用されて
いないということを表すパネルです。

それからもう一つは、トンネル湧水はいかに安定して取水で
きるのかということを示したもので、実際に先ほども申し上げま
したように、一ノ瀬トンネルの湧水量は減水率は一・八％、秋間
の減水率は二・〇％ということ、県の計画した五・〇％よりは
かなり少ないと。つまりそれだけ安定した湧水があるということ
を見ていただければ結構だというふうに思います。

こういう状況を考えた場合に、ダムがなければ安中市が言うような五千トンの工業用水が確保できないのか、現在もまだ使える湧水がある。市長が見つけたという信越線の廃線敷の湧水量も二千トン確保できる。それから、県も、市も御苦労されました秋間の水源近くに大きな汚泥の投棄がありまして、それが流失しないように工事もしていただいたと。現地に行ってみまして、ここに不法投棄をしたことは水源を守るためにはとんでもないということを私も実感しました。今後そういう対策も視野に入れながら秋間川の貴重な水源も使っていけば、工業用水は有り余るほどの容量を持って、湧水や既存の水源で十分に使えることが明らかになつてきていると思うのですね。

ですから今回の再評価の利水関係の五千トン必要だという根拠が根本から、現実の問題として、実態からして明らかになつてきているのではないかと。知事は先ほど費用対効果、そういう面からも、財政的なことも考えてよく検討するとおっしゃいましたけれども、やはりここで、中止の方向で、あるいは凍結という姿勢を示すことが今は何よりも求められておると思いますが、決意のほどをお聞かせください。

大澤正明知事

先ほども申しましたけれども、安中市との協議も進めまして、群馬県公共事業再評価委員会に早期に再評価を実施していただくとうと考えておるところでございます。

織田沢俊幸議員

それでは、台風、集中豪雨等の災害予防対策について三点ほどお願いをいたします。一昨年台風九号によって大きな災害もたらされましたけれども、自然災害が少なく、全国的に見ても安全な地域という思いを持っております本県にとりましてはショックな出来事であったと思えます。しかし、知事をはじめ職員の方々の懸命な御努力によりまして、一番被害の大きかった南牧村の復旧作業も、主要道路幹線はおおむね終了し、昨年十二月三日には知事も出席されまして災害復旧竣工式が行われたところであります。

また、鐺川の氾濫で床上浸水の被害が出た下仁田町、富岡市、吉井町の護岸もおおむね完了もしくは平成二十一年度で完成予定と聞いているところであります。私も驚くぐらい早い対応をしていただきましたことを改めて感謝を申し上げます。

それでは、順次質問をさせていただきます。台風九号後の取り組みについてということでございます。平成十九年には、先ほど申し上げましたように台風九号、また昨年は下仁田の西牧という奥地でございますけれども、ほぼもう隣は長野県というところの本場に狭い地域の中でゲリラ豪雨が発生をいたしました。多分報告は上がっていると思うのですけれども、台風九号に匹敵するくらいの大変大きな災害を受けたわけでございます。これらを教訓といたしまして、今後の県土整備の基盤整備の部分にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

大澤正明知事

昨今、全国的に地球温暖化に伴う気象変化の影響とされる、ゲ

リラ豪雨と呼ばれる局地的な集中豪雨や、大型の台風が頻繁に発生するようになり、非常に懸念をしておるところでございます。県民の安心・安全を確保するため、治水対策などのハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせた総合的な治水・治山対策を積極的に推進していく必要があると考えております。

ハード対策といたしましては、近年被害が発生した箇所の治水対策や、災害時要援護者施設や避難場所を保全するための土砂災害対策を重点的に実施しており、一昨年の台風九号の災害に係る災害対策推進費などを積極的に投入いたしまして対策工事を実施しておるところでございます。

ソフト対策としては、河川が氾濫した場合に想定されます浸水の深さや避難場所、避難経路などを記入した洪水ハザードマップの作成や、土砂災害警戒区域の指定作業を、関係市町村と連携して鋭意進めておるところでございます。

織田沢俊幸議員

上げておいておろすようで大変申し訳ないのですけれども、実は復旧作業につきましては特段の御配慮をいただいてまいりました。しかし、この災害によって、どちらかというと、今まであまり関心がなかった河川が、あのような大洪水が発生すると見直されまして、我が場所は大丈夫かという中で、たくさんさんの要望が寄せられていることも事実であります。

それで二番目にまいりますけれども、河川の護岸整備の予算というのは、実は年々減少しております。特に護岸整備費に係る予算は、県単事業でありますけれども、平成十年に比ばまして四七

%、それから砂防事業につきましては四一%くらいに減っているわけでありまして。そういう状況の中で住民の皆さんの要望に对应できないという現状があるわけでありまして、ぜひ予算の増額をしていただきたいと思っているわけでございますけれども、知事の御見解はいかがでしょうか。

大澤正明知事

御指摘の河川・砂防関係の予算につきましては、平成十年の二百八十億円から、平成十九年時点で七十五億円と四分の一ほどに大幅に減少してきておりました。このうち単独予算については五十億円から二十二億円と半分以下になっておりました。

しかしながら、一昨年の台風九号災害の教訓を踏まえまして、より安心・安全な群馬づくりを推進していくため、平成二十年度は一〇%増の七十九億円とし、平成二十一年度の当初予算におきましては、国の一次、二次補正を加えまして一〇%増の八十七億円を計上したところでございます。

平成二十一年度の予算においては、このうち既存施設の機能の維持回復を図るため、堆積土砂の除去等を重点的に行うことといたしました。維持管理予算については対前年度比二〇%増の十二億円を計上させていただいております。

織田沢俊幸議員

先ほどの護岸の整備事業は、実は担当課に話しをしまして、災害復旧は除いていただきました。平素の災害に逆に備えるというものの予防事業について申し上げたわけでございます。特に維持

管理の部分で、堆積土砂の除去、除草につきましては格段の御配慮の中で、むしろ平成十年より伸びておりまして、川がきれいになったと、このことは地元の皆さんに喜ばれておるところでありますけれども、護岸整備の部分は、砂防事業においては県単はほぼゼロ、多分国庫補助もゼロに近いのではないかなと思っておりますし、いわゆる河川費についての護岸整備も非常に少ないという状況でございます。

確かに優先的に人家がある護岸、天然河岸と言った方がよいですかね、人家が上にある場合には優先的にやっていた方がよいですけれども、ただ、今度の台風で次が来たらもう田んぼが流されてしまうよというところは現実にあるわけでございますので、ぜひそこには目配りをしていただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

大澤正明知事

特に、やはり災害時の避難場所とか要援護者の施設は、もう重点的にしていかなければいけないと思っておりますし、また、今言われたような状況も大切な事業だと思っておりますので、十分検討させていただきたいと思えます。

織田沢俊幸議員

ありがとうございます。前向きな御答弁をいただいたこと、期待を持って受け止めさせていただきたいと思えます。

金田克次議員

県立病院改革プランが策定されまして、いよいよ平成二十一年度からこの改革プランが実施されるというふうに聞いているわけでありますけれども、どのようにこの改革を進めていかれようとしているのか。例えば何を、どこまで、どのように、いつまでにいうことをかいつまんでお尋ねいたします。

小出省司病院副管理者

県立四病院につきましては、県民の命を守るという観点から、高度専門医療の拠点としていろいろな医療の提供を行っているところでございます。改革プランにつきましては皆さん御承知のように、全国の公立病院の経営状況は、平成十九年の決算で見ると、九百五十七の公立病院のうち経常赤字になった病院が六百八十八ということ七割以上を占めているところでございます。

このような状況を受けて、総務省から平成十九年十二月に公立病院改革ガイドラインが公表されました。その中で、公立病院はそれぞれの役割を果たす中で経営の効率化を図り、安定した病院経営を行うということが求められたところで、そういうことに基づいて、群馬県でも病院改革プランを策定したところです。

私どもとすると、ガイドラインの考え方に沿って策定を目指しているわけですが、やはり大きな目標とすると、医療サービスの向上、センター機能の強化、経営の健全化という三つを大きな柱といたしまして、平成二十年四月から各病院が中心になって考えてもらおうということで、様々な職員に参加してもらって、この計画を立ててきたところです。先般、この案につきまして県内の主要な医療関係者、あるいは患者団体の代表者等の皆さんの外部

委員を含めた検討委員会において意見をいただいて原案をまとめたところでございます。

今御指摘の、何を考えているかということでございますが、今回のプランでは、特に県の保健医療計画に示された県立病院の役割は、三事業の機能を強化するということがあるわけですが、やはりその辺を中心に考えていこうということ、心疾患や精神疾患の救急医療とか、あるいは今、死亡原因である、がん治療、あるいは小児の周産期医療等の、まさに今、県立病院が担っている高度専門の役割を、引き続き使命を果たしていきたいということが大きな課題であります。

もちろんこれを行うのは、群馬大学とか、県内の医師会、県内の各病院をはじめとする関係者と協力して、まさに連携をとってやっていく必要があるわけですが、病院局職員も一丸となって改革に向けていきたいということを考えております。おおむね三年度目安ぐらいで可能な限り赤字の解消を図りたいということですが、これは一言で赤字と言っても、御承知のように一般会計の繰り入れを入れた後の経営をどうするのかということですので、その繰入金をごまましていくかとかいろいろ考え方があるわけですが、私どもとすれば、一言で申せば、何といつても一人でも多くの患者さんに利用していただくことが、結果的には経営の改善につながっていくのではないかと、先ほどから申している県立病院の機能をさらに強化する中で、そういう対応を図っていければいいというふうに考えているところでございます。

金田克次議員

公立病院では七割以上も不採算だというお話がありました。当然公立病院だから不採算になっても仕方ないのだということも、診療報酬の点からすると、解せないところでもあります。なぜ不採算部門というのが発生してしまうのでしょうか。まずこれは経営面からですね。それから、この改革プランの中では、いわゆる三次救急の機能をアップしたいということがありました。もう少し具体的にいきまさんと、例えば私がいただいた資料によりまして、医療サービスの向上とか、センター機能の強化とか、経営の健全化というふうに具体的に言っているわけです。

ただ、ここで大事なことは、例えば医療サービスの向上、先ほど副管理者が触れられたように三次医療機能をアップしたいと。こういうものには具体的な尺度があると思うのです。我々は尺度を持ちうると思うんです。やはり改革をした、それがうまくいったか否かということは尺度を持たないと評価できません。ですから、我々はまずしっかりとした尺度を持たなければいけないというふうに思うんです。ですから、経営の健全化というものは、これはプラスかマイナスかということで、損益ということでは客観的に出てきます。一番の問題は、私がひっかかるのはその不採算部門ということなんです。では、他の病院は不採算の医療は行わないのか。そんなことはないと思うのです。

よくこの質問をしますと、県立病院、公的病院だから、不採算部門を積極的に消化しなければと、だから赤字になるのだという短絡した説明を受けるときがあるので、すけれども、何で不採算部門になるんですか。難しい医療を施せば、それなりの診療報酬と

いうもののはついてくるのではないでしょうか。

小出省司病院副管理者

一般的には、診療を行えば診療報酬等を見ていただけのわけですが、ただ、救急医療等で、例えば病床を五床なら五床あけておかなければならないといったときに、その人件費等を、その部分を一般会計から見るとか、特に精神医療の病院などの場合ですとそういうケースもあるわけでございます。

また、小児医療センターなどでも、やはり三次救急をやっている中では、看護を含めた人員体制なども厚くしていかないと対応できないという中で、一定の部門については見ていただいている。繰入金の方の中でも、総務省の方から一定のガイドラインは出ているわけですが、一々個別に、これは幾らまでとかという詳細はないのですが、大きな流れとしては先ほどから説明しているような内容です。

本会議第五日（二月二十七日）

◎一般質問（第一号から第九十四号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 須藤 昭 男

- 1 平成二十一年度当初予算について
- 2 少子化対策について

四 リベラル群馬 後藤 新

- 1 世界の中の日本、世界の中の群馬について
- 2 当初予算編成について
- 3 公共施設命名権（ネーミングライツ）の売却について

- 3 警察署の管轄区域の見直しについて
- 4 児童・生徒の携帯電話について
- 5 スポーツ振興について
- 6 早急に対策を講ずべき事業について
- 7 わたらせ渓谷鐵道に対する支援について

二 ポラリスの会 今井 哲

- 1 群馬のプロスポーツチームへの支援について
- 2 公立高校について
- 3 群馬のイメージアップについて
- 4 世界遺産登録について

三 自由民主党 大林 俊一

- 1 医療と介護の連携について
- 2 健康福祉部の危機管理対策について
- 3 本県農業における地球温暖化への対応について
- 4 群馬県の農産物ブランド化について
- 5 北群馬・渋川地域の道路行政について
- 6 携帯電話による子どもの被害防止について

五 自由民主党 狩野浩志

- 1 農林業振興について
- 2 前橋赤十字病院について
- 3 幼児用マイクロバスのシートベルト義務化について
- 4 県営競輪の廃止について
- 5 北朝鮮による拉致問題について

今井 哲議員

企画部長にお伺いいたします。

群馬のプロチームということでありまして、誘致には、地元はどういったメリットがあるのかということ、支援するための大変大きなファクターであるかということ、ダイヤモンドペガサス並びにザスパ草津におきましては、どのような地域貢献活動事業をしてくださっておられるのか、またそれらを担当されます部長として、その貢献の度合についてどのように感じておられるのか、お伺いいたします。

石田哲博企画部長

両チームの皆さんは、野球やサッカーを通じましての地域貢献、青少年の健全育成を目的に掲げまして積極的に地域への貢献活動を行っていただいております。その活動の概要でございますけれども、小中学生、少年チームの無料招待、あるいは秦シートや大西シートとして福祉施設入所者の無料招待、野球教室や訪問サッカースクールの実施、あるいは大学と連携した地域貢献活動の研究、さらに監督、選手等によります福祉施設の慰問やイベントへの

の参加、講演活動の実施、またそれぞれBCリーグやJリーグと連携しましたAEDの普及活動や健康づくり講座の実施等、様々な地域貢献活動を行っていただいております。

これらの活動につきましては、チームと地域のファンやサポーターの距離を非常に縮めまして、真に地域から愛されるチームへと発展させるとともに、地域に活力を与えてくれる効果もありまして、大いに評価をしているところでございます。

今後とも地域に根差した活動を継続していただきまして、県民からの広い支援を得まして、群馬県のチーム、群馬のチームとして地元から愛され、そして県民と一体となって全国に羽ばたいて活躍されることを期待しております。

今井 哲議員

十分に評価していただいておりますということで、ありがとうございます。私もザスパは四年目でありまして、かなり多くの地域貢献事業をやっております。ペガサスも少ない時間を見つけて一所懸命やってくれておりますことを、ホームページを通じて知ったわけでもありますけれども、やはりこれからは教育や福祉の分野などにも、県が提案やら、またあつせんなどもしていただけるとありがたいのかなというふうに思っております。

というのも球団独自で、どこまでやってよいのかということ、わかりませんが、本当はそういった場につきましても、見つけれないことも多いのではないかなというふうに感じております。アドバイス等、ある程度道筋をつけてあげることも必要かなというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

また、ダイヤモンドペガサスに関しましては、この二〇〇九年シーズンよりホームゲームで冠マッチを増やしたいというふうな考え方もあるようでございますけれども、県の主催ゲームができないかどうか、お願いいたします。

石田哲博企画部長

両チームの入場者数でありますけれども、昨シーズンにおけます群馬ダイヤモンドペガサスの一試合の平均入場者数は一六三七人でございます。ホーム三十六試合の観客数五万八千人余でございます。BCリーグとしましては最高の観客であったというふうに聞いております。

また、ザスパ草津のホーム一試合の平均入場者数は四二一五人でありまして、六〇〇〇人を超える試合が五試合あったというところでございます。全体では八万八千人余の集客があったというところでございます。

特にホーム最終戦でございますけれども、チームとサポーターが一体となった取り組み、草津号プロジェクトによりまして八〇九六人の観客でスタジアムが埋まっております。集客についても上向きの兆しが出てきたものというふうに期待をしております。

今御質問の集客対策でございますけれども、冠マッチにつきましては、両チームとも協賛企業との協力によりまして開催をしていると聞いております。非常に効果も出ているというふうに聞いております。いずれにしましても、この観客数の増加は両チームにとりまして最大の課題であるというふうに考えておりまして、今後県としても、ぐんま広報などの県の広報媒体を活用したり、

あるいは県のイベント等を活用した情報発信に努めるとともに、今ご提案の出ました冠マッチ等につきましても検討しながら、ぜひ強力に支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今井 哲議員

ありがとうございます。ペガサスのスポンサーは冠マッチというものを自社製品のよいPRの場として活用しておられるようでございます。県としてもぜひひとつもそのような取り組みをお願いしたいところであります。また、球団関係者とのさらなる緊密な関係を要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に県土整備部長、お願いいたします。
両球団から県に対しての要望といたしましては、やはり施設使用料の減免や施設整備の充実、よりプレーし易い管理体制などが挙げられますけれども、まず初めに現状の県の施設使用料の減免については現在どのようなになっているか、お聞かせください。

川瀧弘之県土整備部長

ザスパ草津につきましては、平成十八年九月より正田醤油スタジアム群馬の利用料金のうち、広告の掲示料の全額を免除しておりますが、平成二十年八月よりスタジアム使用料の四分の三及び販売店の設置料の全額の追加免除を行ったところであります。平成二十年、シーズン全体では、正田醤油スタジアム群馬で二十試合あったわけでございますけれども、利用料金合計三千七百万円のうち約二千二百万円の減免を行わせていただきました。

もう一つの群馬ダイヤモンドペガサスについてであります、平成二十年後期からということであり、敷島公園野球場の利用料金をやはり減免しております。基本的にはガス、草津と同様のやり方で、広告掲示料の全額、球場使用料の四分の三、販売店設置料の全額を免除するものでありまして、後期で十二試合、これも利用料金、本来、千六百万円のうち、一千万円の減免を行わせていただきました。

◎議案の委員会付託

第一号議案から第九十四号議案及び承第一号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

三月二日から四日は委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第六日（三月五日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書及び議案修正依頼書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第九十六号議案 平成二十年度群馬県一般会計補正予算（第九号）

◎提案説明を省略し、委員会付託

第九十六号議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎議案の修正

第六十一号議案について修正案のとおり修正することに決定

◎第六十一号から第八十一号及び八十三号から第九十四号までの各議案並びに承第一号を議題とした委員長報告

村岡隆村厚生文化常任委員長、狩野浩志環境農林常任委員長、織田沢俊幸産業経済常任委員長、橋爪洋介県土整備常任委員長、中島 篤文教警察常任委員長、新井雅博総務企画常任委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があつた

○村岡隆村厚生文化常任委員長（概要）

初めに、生活文化部関係であります、生活文化部が設置され一年が経過し、少子化の要因である未婚化・晩婚化に関わる当初の取組目標とその達成度について見解が求められ、新年度に向けた課題等について質疑されました。

また、新たに造成される消費者行政活性化基金について、市町村の取り組み状況や、基金を活用した相談員に対する研修事業、弁護士会や消費者団体との連携について質疑が行われました。

次に、健康福祉部関係であります、まず二月十八日から運航が開始されたドクターヘリについて、出勤実績が質されるとも

に、今後の課題について当局の見解が求められました。

続いて、妊婦健康診査の公費負担の拡充について、助産所での実施が質されたほか、平成二十二年度までの国の財政措置期間以降における対応について見解が求められました。

次に、認定こども園について、当初見込みとその実績、数値目標等について質されるとともに、安心こども基金を活かした今後の取り組みについて質疑が交わされました。

続いて、病院局関係であります。補正予算における業務予定量の減少に関連して、患者数減少に関して見解が求められ、中でも、がんセンター及び小児医療センターの患者減少の具体的な要因について質疑が行われました。

◎採決

各議案は委員長報告のとおり、可決及び承認

◎休会の議決

三月六日、九日から十三日及び十六日、十七日の八日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第七日（三月十八日）

◎諸般の報告

行財政改革特別委員会の正副委員長互選結果について、委員長に須藤昭男議員、副委員長に山本 龍議員が選任されたこと

を報告

◎第一号から第六十号、第八十二号及び第九十六号の各議案及び各請願を議題とした委員長報告

村岡隆村厚生文化常任委員長、狩野浩志環境農林常任委員長、織田沢俊幸産業経済常任委員長、橋爪洋介県土整備常任委員長、中島 篤文教警察常任委員長、新井雅博総務企画常任委員長、中村紀雄予算特別委員長、須藤昭男行財政改革特別委員長、岩井 均地域活性化対策特別委員長、関根園男安全・安心なくらし特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過並びに結果について報告があった。

○中島 篤文教警察常任委員長（概要）

はじめに、教育員会関係であります。教育委員長就任後の感想や来年度に向けての提言などが質疑されるとともに、教育振興基本計画の策定について、教育投資、教職員配置計画、数値目標、県立学校再編整備、民間企業経験者を含む教員採用など、幅広く議論が交わされました。

次に、全国体力テストの参加状況や運動部活動の加入状況が質疑されるとともに、さくらプラン非常勤講師の常勤化について質されました。

続いて、教員免許更新制について、講習会場である大学との連携や授業料への支援が質疑されるとともに、不登校児童生徒の状況やスクールカウンセラーなどの配置状況が質されました。

続いて、警察本部関係であります。まず、警察本部長に対し、

治安対策に向けた今後の抱負などが求められました。

次に、市町村合併を踏まえた警察署の再編整備について質疑されるとともに、再編整備に当たっては県民の利便性についても考慮するよう要望されました。

続いて、来年度の警察官増員体制が質疑されるとともに、平成十三年度以降の刑法犯認知件数・検挙率などの状況と警察官増員との関連について当局の見解が求められました。また、治安維持を図るうえで県民と連携した防犯活動の重要性について議論が交わされました。

○須藤昭男行財政改革特別委員長（概要）

はじめに、県立病院改革について、プランの策定に関わる議論の経過について質疑され、病院局長をはじめ職員の経営意識の向上に関する具体的な方策が質されたほか、赤字幅の圧縮に向けた取り組みや、一人当たりの収益単価を上げる方策、一般会計から病院事業会計への繰出金の内容について説明が求められました。

また、心臓血管センターについて、リハビリ施設等の費用対効果について当局の見解が求められました。

続いて、財政に関して、現在の財政状況と臨時財政対策債の増加に関して当局の認識が質疑されたほか、財政健全化指標を県民に分かり易く示すことについての考え方が質されるとともに、第三セクターの債務が財政健全化指標へどのような影響を与えるかについて説明が求められました。

続いて、公共施設のあり方検討を踏まえた施設運営の見直しについて、公共施設の利用者を増やし活性化を図る観点から、バス

等の公共交通機関の利便性向上について質疑されるとともに、案内板等のインフォメーションの充実について要望されました。

また、昆虫の森について、利用者増を図るための具体的な取り組みについて質疑されるとともに、観光施策との連携について質されたほか、生態温室の見直しについては、幅広く意見を聞き、拙速に結論を求めず、議論を深めるべきとの意見が述べられました。

◎討論

リベラル群馬	大沢幸一	一部反対の討論
自由民主党	久保田順一郎	賛成討論
のぞみ	早川昌枝	一部反対の討論
リベラル群馬	黒沢孝行	一部を除く賛成討論
公明党	福重隆浩	賛成討論

◎採決

各議案及び各請願は、委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第二号議案 北朝鮮による日本人拉致問題解決のための経済制裁の延長等を求める意見書

議第四号議案 県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

◎提案説明を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎ 県有地の取得・処分に関する特別委員会の付議事件を議題とした委員長報告

○ 中沢丈一県有地等の取得・処分に関する特別委員長（概要）

本委員会は、住宅供給公社が購入した前橋市元総社県営住宅用地が長期間にわたり未利用、いわゆる塩漬けになっている問題を契機として、県有地等の取得・処分及び有効活用について一体的、横断的、集中的に審査を行うため、平成二十年三月十九日に開かれた本会議において設置されました。

そして、平成二十年四月二十五日から平成二十一年三月十二日まで計十三回開催し、約一年間にわたり審査を行ってきたところであります。

まず、委員会設置のきっかけとなった元総社県営住宅用地についてであります。この土地は平成六年に土木部長名による取得依頼を受けて住宅供給公社が取得した土地であります。

この土地は、県営住宅用地として平成六年十一月に購入されたにもかかわらず、平成八年の県営住宅建設を新設から建て替えを中心にするの方針転換により、県営住宅の建設が見送られ、県住宅供給公社が保有したまま、以来十四年間、いわゆる塩漬け土地として現在に至っているものであります。

そもそも、この土地は上空を高圧線がはしり、しかも一級河川で分断されているなど、県営住宅用地の適地として疑問であり、購入価格も、そのような条件を考えると高額であるとの指摘がなされております。

次に、県住宅供給公社が開発した前橋市下大島町の「みずき野

住宅団地」についてであります。団地開発のために市街化区域に編入したにもかかわらず、この土地の一部については軟弱地盤であることを理由に開発を中止して契約解除しており、本来住宅に適さない土地を、十分な事前調査が行われず、購入契約が行われたとされております。

続いて、土地開発基金で購入した土地についてですが、まず前橋市元総社町芦田の、いわゆる東芝南の土地については、「市、国を交えた総合調整用地」として取得したものであり、企画調整会議を持ち回り付議とするなど、購入を急ぎ、わずか一ヶ月間で手続を行ったにもかかわらず、平成五年に購入後十六年間にわたって放置され、利活用についての議論も行われた形跡もないまま現在に至っているものであります。

次に、現在の前橋警察署用地についてであります。当初の土地購入目的は、「パスポートセンター及び防災センター分室、防災備蓄倉庫」でありましたが、現在は警察署用地に供されており、変更手続が行われた形跡がないとの指摘がありました。

また、取得に当たり企画調整会議に付議することなく、庁議への報告もなされずに手続を行っており、ここでは土地購入に当たっての庁内手続に原則がないということが強く指摘されたところであります。

以上のように、本特別委員会において様々な問題が明らかになりましたが、いずれも問題発生から十数年が経過し、書類の保存期間の問題や、当時の関係者からの聞き取り調査では十分な真相究明、責任の所在が明らかにできなかったことは大変残念であります。

なお、本委員会といたしましては、元総社県営住宅用地や、みずき野住宅団地用地に係る問題で、元県議の不適切と言わざるを得ない行政への関与が明らかになったことに鑑み、十二月定例会において、「県議会議員の政治倫理の確立に関する決議」を発議し、自らを厳しく律するとともに、行政への不当介入を排除し、健全な議会運営と信頼回復に取り組むことを決意いたしました。

また、「地方議会の議決事項に関する財産の取得又は処分に係る金額要件等の見直しを求める意見書」を発議し、土地取得に関する議会のチェック機能高めるべく要望したものであります。

一方、執行部においても、土地取得に関する事務の適正な執行を図るとともに、責任と権限の所在を明確にするために財務規則及び事務専決規程の改正を行い、また、土地開発基金の廃止を今定例に議案提出し、いわゆる塩漬け土地の有効活用に乗じ出したことは、真の行政改革を進めるうえで大きな一歩であります。

◎発議案の付議（職員朗読）

議第三号議案 県有地等の取得及び処分の適正化並びに有効活用に関する決議

◎提案説明を省略し討論

リベラル群馬 角倉邦良 反対討論
自由民主党 織田沢俊幸 賛成討論

◎採決

議第三号議案は原案のとおり可決

◎県有地等の取得・処分に関する特別委員会の廃止
本特別委員会を廃止することを決定

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案九十七件（うち可決九十五件、修正可決二件）
委員会・議員提出議案四件（うち可決四件）

二 請願の審査状況

請願三十五件（うち採択十二件、一部採択一件、継続審査二十二件）